

新発田市地域防災計画修正点 新旧対照表

【風水害対策編】

※頁は現行計画（令和7年12月修正）についてのもの

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																																																																												
5	市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>1 基本理念</p> <p>(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制の構築</p> <p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(ク) 市、県は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u></p> <p>エ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p>市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援やNPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。<u>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携に努める。</u></p>	<p>1 基本理念</p> <p>(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制の構築</p> <p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>エ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p>市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援やNPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。<u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																																																																																																																																																												
10	3 各機関の事務又は業務の大綱	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>信越総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>新潟行政評価事務所</u></td> <td><u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>新潟労働局(新発田労働基準監督署)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関	信越総合通信局	(略)		<u>新潟行政評価事務所</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>		新潟労働局(新発田労働基準監督署)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>信越総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>新潟労働局(新発田労働基準監督署)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関	信越総合通信局	(略)		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		新潟労働局(新発田労働基準監督署)	(略)																																																																																																																																					
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																														
指定地方行政機関	信越総合通信局	(略)																																																																																																																																																														
	<u>新潟行政評価事務所</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>																																																																																																																																																														
	新潟労働局(新発田労働基準監督署)	(略)																																																																																																																																																														
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																														
指定地方行政機関	信越総合通信局	(略)																																																																																																																																																														
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																																																																																														
	新潟労働局(新発田労働基準監督署)	(略)																																																																																																																																																														
15	新発田市の自然条件	<p>3 気候及び気象の概要</p> <p>(2) 気象</p> <p>本市の月別値は、次に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> <th>平均気温</th> <th>降水量</th> <th>平均風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td><u>12.8℃</u></td><td><u>-2.2℃</u></td><td><u>3.8℃</u></td><td><u>207.0 mm</u></td><td><u>3.0m/s</u></td></tr> <tr><td>2月</td><td><u>20.5℃</u></td><td><u>-1.3℃</u></td><td><u>4.5℃</u></td><td><u>106.0 mm</u></td><td><u>2.7m/s</u></td></tr> <tr><td>3月</td><td><u>17.2℃</u></td><td><u>-1.3℃</u></td><td><u>5.6℃</u></td><td><u>139.5 mm</u></td><td><u>3.4m/s</u></td></tr> <tr><td>4月</td><td><u>27.5℃</u></td><td><u>3.4℃</u></td><td><u>14.0℃</u></td><td><u>51.5 mm</u></td><td><u>2.5m/s</u></td></tr> <tr><td>5月</td><td><u>29.8℃</u></td><td><u>6.8℃</u></td><td><u>17.5℃</u></td><td><u>95.5 mm</u></td><td><u>2.5m/s</u></td></tr> <tr><td>6月</td><td><u>34.7℃</u></td><td><u>13.1℃</u></td><td><u>22.5℃</u></td><td><u>68.0 mm</u></td><td><u>2.3m/s</u></td></tr> <tr><td>7月</td><td><u>34.6℃</u></td><td><u>20.6℃</u></td><td><u>26.3℃</u></td><td><u>330.5 mm</u></td><td><u>2.8m/s</u></td></tr> <tr><td>8月</td><td><u>37.3℃</u></td><td><u>23.1℃</u></td><td><u>28.1℃</u></td><td><u>159.0 mm</u></td><td><u>2.1m/s</u></td></tr> <tr><td>9月</td><td><u>35.6℃</u></td><td><u>17.3℃</u></td><td><u>24.9℃</u></td><td><u>224.5 mm</u></td><td><u>2.1m/s</u></td></tr> <tr><td>10月</td><td><u>30.0℃</u></td><td>7.9℃</td><td><u>18.7℃</u></td><td><u>136.5 mm</u></td><td><u>2.5m/s</u></td></tr> <tr><td>11月</td><td><u>23.6℃</u></td><td><u>3.0℃</u></td><td><u>11.3℃</u></td><td><u>226.0 mm</u></td><td>3.0m/s</td></tr> <tr><td>12月</td><td><u>15.6℃</u></td><td><u>-0.1℃</u></td><td><u>4.2℃</u></td><td><u>290.5 mm</u></td><td><u>3.5m/s</u></td></tr> </tbody> </table> <p>参考資料:消防本部</p>	令和6年	最高気温	最低気温	平均気温	降水量	平均風速	1月	<u>12.8℃</u>	<u>-2.2℃</u>	<u>3.8℃</u>	<u>207.0 mm</u>	<u>3.0m/s</u>	2月	<u>20.5℃</u>	<u>-1.3℃</u>	<u>4.5℃</u>	<u>106.0 mm</u>	<u>2.7m/s</u>	3月	<u>17.2℃</u>	<u>-1.3℃</u>	<u>5.6℃</u>	<u>139.5 mm</u>	<u>3.4m/s</u>	4月	<u>27.5℃</u>	<u>3.4℃</u>	<u>14.0℃</u>	<u>51.5 mm</u>	<u>2.5m/s</u>	5月	<u>29.8℃</u>	<u>6.8℃</u>	<u>17.5℃</u>	<u>95.5 mm</u>	<u>2.5m/s</u>	6月	<u>34.7℃</u>	<u>13.1℃</u>	<u>22.5℃</u>	<u>68.0 mm</u>	<u>2.3m/s</u>	7月	<u>34.6℃</u>	<u>20.6℃</u>	<u>26.3℃</u>	<u>330.5 mm</u>	<u>2.8m/s</u>	8月	<u>37.3℃</u>	<u>23.1℃</u>	<u>28.1℃</u>	<u>159.0 mm</u>	<u>2.1m/s</u>	9月	<u>35.6℃</u>	<u>17.3℃</u>	<u>24.9℃</u>	<u>224.5 mm</u>	<u>2.1m/s</u>	10月	<u>30.0℃</u>	7.9℃	<u>18.7℃</u>	<u>136.5 mm</u>	<u>2.5m/s</u>	11月	<u>23.6℃</u>	<u>3.0℃</u>	<u>11.3℃</u>	<u>226.0 mm</u>	3.0m/s	12月	<u>15.6℃</u>	<u>-0.1℃</u>	<u>4.2℃</u>	<u>290.5 mm</u>	<u>3.5m/s</u>	<p>3 気候及び気象の概要</p> <p>(2) 気象</p> <p>本市の月別値は、次に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> <th>平均気温</th> <th>降水量</th> <th>平均風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>8.6℃</td><td>0.1℃</td><td>4.5℃</td><td>15.0 mm</td><td>3.3m/s</td></tr> <tr><td>2月</td><td>13.3℃</td><td>-2.5℃</td><td>3.6℃</td><td>68.0 mm</td><td>2.9m/s</td></tr> <tr><td>3月</td><td>18.3℃</td><td>-0.3℃</td><td>7.0℃</td><td>79.0 mm</td><td>2.9m/s</td></tr> <tr><td>4月</td><td>25.8℃</td><td>0.3℃</td><td>10.6℃</td><td>109.5 mm</td><td>2.8m/s</td></tr> <tr><td>5月</td><td>32.3℃</td><td>7.2℃</td><td>18.5℃</td><td>72.5 mm</td><td>2.9m/s</td></tr> <tr><td>6月</td><td>30.0℃</td><td>14.1℃</td><td>21.0℃</td><td>152.5 mm</td><td>2.5m/s</td></tr> <tr><td>7月</td><td>35.8℃</td><td>19.1℃</td><td>25.3℃</td><td>79.5 mm</td><td>2.5m/s</td></tr> <tr><td>8月</td><td>37.9℃</td><td>19.0℃</td><td>27.6℃</td><td>135.5 mm</td><td>2.5m/s</td></tr> <tr><td>9月</td><td>37.1℃</td><td>13.4℃</td><td>23.4℃</td><td>26.5 mm</td><td>2.5m/s</td></tr> <tr><td>10月</td><td>30.5℃</td><td>7.9℃</td><td>17.5℃</td><td>170.0 mm</td><td>2.9m/s</td></tr> <tr><td>11月</td><td>23.4℃</td><td>0.3℃</td><td>10.6℃</td><td>135.5 mm</td><td>3.0m/s</td></tr> <tr><td>12月</td><td>17.4℃</td><td>-0.7℃</td><td>6.5℃</td><td>156.5 mm</td><td>3.2m/s</td></tr> </tbody> </table> <p>参考資料:消防本部</p>	令和元年	最高気温	最低気温	平均気温	降水量	平均風速	1月	8.6℃	0.1℃	4.5℃	15.0 mm	3.3m/s	2月	13.3℃	-2.5℃	3.6℃	68.0 mm	2.9m/s	3月	18.3℃	-0.3℃	7.0℃	79.0 mm	2.9m/s	4月	25.8℃	0.3℃	10.6℃	109.5 mm	2.8m/s	5月	32.3℃	7.2℃	18.5℃	72.5 mm	2.9m/s	6月	30.0℃	14.1℃	21.0℃	152.5 mm	2.5m/s	7月	35.8℃	19.1℃	25.3℃	79.5 mm	2.5m/s	8月	37.9℃	19.0℃	27.6℃	135.5 mm	2.5m/s	9月	37.1℃	13.4℃	23.4℃	26.5 mm	2.5m/s	10月	30.5℃	7.9℃	17.5℃	170.0 mm	2.9m/s	11月	23.4℃	0.3℃	10.6℃	135.5 mm	3.0m/s	12月	17.4℃	-0.7℃	6.5℃	156.5 mm	3.2m/s	時点修正
令和6年	最高気温	最低気温	平均気温	降水量	平均風速																																																																																																																																																											
1月	<u>12.8℃</u>	<u>-2.2℃</u>	<u>3.8℃</u>	<u>207.0 mm</u>	<u>3.0m/s</u>																																																																																																																																																											
2月	<u>20.5℃</u>	<u>-1.3℃</u>	<u>4.5℃</u>	<u>106.0 mm</u>	<u>2.7m/s</u>																																																																																																																																																											
3月	<u>17.2℃</u>	<u>-1.3℃</u>	<u>5.6℃</u>	<u>139.5 mm</u>	<u>3.4m/s</u>																																																																																																																																																											
4月	<u>27.5℃</u>	<u>3.4℃</u>	<u>14.0℃</u>	<u>51.5 mm</u>	<u>2.5m/s</u>																																																																																																																																																											
5月	<u>29.8℃</u>	<u>6.8℃</u>	<u>17.5℃</u>	<u>95.5 mm</u>	<u>2.5m/s</u>																																																																																																																																																											
6月	<u>34.7℃</u>	<u>13.1℃</u>	<u>22.5℃</u>	<u>68.0 mm</u>	<u>2.3m/s</u>																																																																																																																																																											
7月	<u>34.6℃</u>	<u>20.6℃</u>	<u>26.3℃</u>	<u>330.5 mm</u>	<u>2.8m/s</u>																																																																																																																																																											
8月	<u>37.3℃</u>	<u>23.1℃</u>	<u>28.1℃</u>	<u>159.0 mm</u>	<u>2.1m/s</u>																																																																																																																																																											
9月	<u>35.6℃</u>	<u>17.3℃</u>	<u>24.9℃</u>	<u>224.5 mm</u>	<u>2.1m/s</u>																																																																																																																																																											
10月	<u>30.0℃</u>	7.9℃	<u>18.7℃</u>	<u>136.5 mm</u>	<u>2.5m/s</u>																																																																																																																																																											
11月	<u>23.6℃</u>	<u>3.0℃</u>	<u>11.3℃</u>	<u>226.0 mm</u>	3.0m/s																																																																																																																																																											
12月	<u>15.6℃</u>	<u>-0.1℃</u>	<u>4.2℃</u>	<u>290.5 mm</u>	<u>3.5m/s</u>																																																																																																																																																											
令和元年	最高気温	最低気温	平均気温	降水量	平均風速																																																																																																																																																											
1月	8.6℃	0.1℃	4.5℃	15.0 mm	3.3m/s																																																																																																																																																											
2月	13.3℃	-2.5℃	3.6℃	68.0 mm	2.9m/s																																																																																																																																																											
3月	18.3℃	-0.3℃	7.0℃	79.0 mm	2.9m/s																																																																																																																																																											
4月	25.8℃	0.3℃	10.6℃	109.5 mm	2.8m/s																																																																																																																																																											
5月	32.3℃	7.2℃	18.5℃	72.5 mm	2.9m/s																																																																																																																																																											
6月	30.0℃	14.1℃	21.0℃	152.5 mm	2.5m/s																																																																																																																																																											
7月	35.8℃	19.1℃	25.3℃	79.5 mm	2.5m/s																																																																																																																																																											
8月	37.9℃	19.0℃	27.6℃	135.5 mm	2.5m/s																																																																																																																																																											
9月	37.1℃	13.4℃	23.4℃	26.5 mm	2.5m/s																																																																																																																																																											
10月	30.5℃	7.9℃	17.5℃	170.0 mm	2.9m/s																																																																																																																																																											
11月	23.4℃	0.3℃	10.6℃	135.5 mm	3.0m/s																																																																																																																																																											
12月	17.4℃	-0.7℃	6.5℃	156.5 mm	3.2m/s																																																																																																																																																											

頁	内容	新	旧	修正理由																												
19	新発田市の社会的条件	<p>7 土地利用計画 本市の都市計画の区域指定等については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区域面積*</th> <th colspan="3">都市計画区域</th> <th rowspan="2">都市計画区域外</th> </tr> <tr> <th>533.10k m² (53,310ha)</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,603ha</td> <td>9,066ha</td> <td>10,669ha</td> <td>42,613ha</td> </tr> </tbody> </table>	行政区域面積*	都市計画区域			都市計画区域外	533.10k m ² (53,310ha)	市街化区域	市街化調整区域	計		1,603ha	9,066ha	10,669ha	42,613ha	<p>7 土地利用計画 本市の都市計画の区域指定等については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区域面積*</th> <th colspan="3">都市計画区域</th> <th rowspan="2">都市計画区域外</th> </tr> <tr> <th>533.10k m² (53,310ha)</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,569ha</td> <td>9,100ha</td> <td>10,669ha</td> <td>42,613ha</td> </tr> </tbody> </table>	行政区域面積*	都市計画区域			都市計画区域外	533.10k m ² (53,310ha)	市街化区域	市街化調整区域	計		1,569ha	9,100ha	10,669ha	42,613ha	時点修正
行政区域面積*	都市計画区域			都市計画区域外																												
533.10k m ² (53,310ha)	市街化区域	市街化調整区域	計																													
	1,603ha	9,066ha	10,669ha	42,613ha																												
行政区域面積*	都市計画区域			都市計画区域外																												
533.10k m ² (53,310ha)	市街化区域	市街化調整区域	計																													
	1,569ha	9,100ha	10,669ha	42,613ha																												
23	新発田市の過去の主な災害	<p>2 水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称・発生年月日</th> <th>災害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年8月豪雨 (R4.8.3~4)</td> <td>前線が日本海から北陸地方を通過して日本の東に<u>傾</u>び、前線に向か<u>つ</u>て暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。</td> </tr> <tr> <td><u>令和7年8月・9月豪雨</u></td> <td><u>前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月~9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示が発令した。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称・発生年月日	災害の状況	令和4年8月豪雨 (R4.8.3~4)	前線が日本海から北陸地方を通過して日本の東に <u>傾</u> び、前線に向か <u>つ</u> て暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。	<u>令和7年8月・9月豪雨</u>	<u>前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月~9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示が発令した。</u>	<p>2 水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称・発生年月日</th> <th>災害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年8月豪雨 (R4.8.3~4)</td> <td>前線が日本海から北陸地方を通過して日本の東に<u>の</u>び、前線に向か<u>(追加)</u>て暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称・発生年月日	災害の状況	令和4年8月豪雨 (R4.8.3~4)	前線が日本海から北陸地方を通過して日本の東に <u>の</u> び、前線に向か <u>(追加)</u> て暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	誤字修正 時点修正																
名称・発生年月日	災害の状況																															
令和4年8月豪雨 (R4.8.3~4)	前線が日本海から北陸地方を通過して日本の東に <u>傾</u> び、前線に向か <u>つ</u> て暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。																															
<u>令和7年8月・9月豪雨</u>	<u>前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月~9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示が発令した。</u>																															
名称・発生年月日	災害の状況																															
令和4年8月豪雨 (R4.8.3~4)	前線が日本海から北陸地方を通過して日本の東に <u>の</u> び、前線に向か <u>(追加)</u> て暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
26 27 28	<p>防災教育計画</p> <p>1 計画の方針 (4) 要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、<u>同居家族等</u>、施設管理者等の防災教育を推進する。</p> <p>2 市民及び企業等の役割 (1) 市民の役割 ア・イ (略) ウ <u>語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による</u>次世代への地震・津波による被災経験の伝承 エ (略) (2) 地域の役割 ア・イ (略) ウ <u>語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による</u>次世代への災害被災経験の伝承</p> <p>3 市の役割 (1)~(5) (略) (6) 要配慮者及び<u>同居家族等</u>の防災学習の推進 (7)・(8) (略) <u>(9) ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進</u></p> <p>4 県の役割 (4) 要配慮者及び<u>同居家族等</u>の防災学習の支援</p>	<p>1 計画の方針 (4) 要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、<u>保護責任者</u>、施設管理者等の防災教育を推進する</p> <p>2 市民及び企業等の役割 (1) 市民の役割 ア・イ (略) ウ <u>(追加)</u>次世代への地震・津波による被災経験の伝承 エ (略) (2) 地域の役割 ア・イ (略) ウ <u>(追加)</u>次世代への災害被災経験の伝承</p> <p>3 市の役割 (1)~(5) (略) (6) 要配慮者及び<u>保護責任者等</u>の防災学習の推進 (7)・(8) (略) <u>(追加)</u></p> <p>4 県の役割 (4) 要配慮者及び<u>保護責任者</u>の防災学習の支援</p>	県地域防災計画の反映																													

頁	内容	新	旧	修正理由
29		<p>ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児 在宅避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者本人又は同居家族等への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。</p> <p>(5) 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する市民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への市民の参加を促進する。</u></p>	<p>ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児 在宅避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。</p> <p>(5) 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	
31	防災訓練計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム(B-PLo)</u>、地理空間情報(GIS・GPS)など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>(追加)</u>地理空間情報(GIS・GPS)など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。</p>	県地域防災計画の反映
32		<p>3 市の役割 (略)</p> <p><u>防災訓練の実施に当たっては</u>、自衛隊、消防、警察などの実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO・ボランティア</u>団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p>また、<u>新潟県総合防災情報システム、新物資システム(B-PLo)</u>、地理情報システム(GIS・GPS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p>	<p>3 市の役割 (略)</p> <p><u>また、災害発生時に当たっては</u>、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、消防、警察等の実働部隊の相互連携・調整訓練を施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、<u>(追加)</u>ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練とする。</p> <p>また、<u>(追加)</u>地理情報システム(GIS・GPS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p>	
35	自主防災組織育成計画	<p>4 市の役割</p> <p>(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援</p> <p>市は、市民に対し自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める</u>。また、各種補助事業、市及び県の単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。</p> <p>また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした住民主導型の「新発田市防災協会」と連携して、防災に関する情報提供等を通じて地域防災力の向上に努める。</p>	<p>4 市の役割</p> <p>(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援</p> <p>市は、市民に対し自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、<u>(追加)</u>各種補助事業、市及び県の単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。</p> <p>また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした住民主導型の「新発田市防災協会」と連携して、防災に関する情報提供等を通じて地域防災力の向上に努める。</p>	県地域防災計画の反映
37	防災都市計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害に強いまちづくりを推進するためには、市及び国、県等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。</p> <p>溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては</u>、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、<u>その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 復興事前準備の取組の推進</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害に強いまちづくりを推進するためには、市及び国、県等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。</p> <p>溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>(追加)</u>豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、<u>都市的土地利用を誘導しないもの</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
39		<p>3 市の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u></p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p><u>市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</u></p> <p>4 県の役割 (1)～(5) (略) <u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u> 県は、市が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、市が行う事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組の推進を支援する。</p>	<p>4 県の役割 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u></p>	
50	気象等防災観測体制の整備	<p>5 気象情報の収集体制 (1) 新潟地方気象台 注意報、警報及び気象予報の収集 (https://www.jma.go.jp/jma/index.html)</p>	<p>5 気象情報の収集体制 (1) 新潟地方気象台 注意報、警報及び気象予報の収集 (http://www.jma-net.go.jp/niigata/index.shtml)</p>	時点修正
52	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	<p>2 各道路管理者等の行う風水害対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u> <u>また、関係行政機関や県と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>2 各道路管理者等の行う風水害対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>(追加)</u> <u>(追加) 関係行政機関や県と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。</u> <u>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u></p>	県地域防災計画の反映
54	漁港施設の風水害対策	<p>1 計画の方針 (2) 達成目標 ア 市は、風水害の発生に備え防災体制を確立し災害予防に努め、被災時における応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び、対応の整備を図るとともに、<u>災害を防ぎ、防災拠点機能を確保</u>するための漁港施設の整備に努める。また、老朽化した漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p>	<p>1 計画の方針 (2) 達成目標 ア 市は、風水害の発生に備え防災体制を確立し災害予防に努め、被災時における応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び、対応の整備を図るとともに、<u>災害防止</u>のための漁港施設の整備に努める。また、老朽化した漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p>	県地域防災計画の反映
62	河川・海岸災害予防計画	<p>5 防災関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>(予備隊員含む)・TEC-FORCEアドバイザー</u>）を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携により</u>、県・市等が行う、被災状況、県・市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</p>	<p>5 防災関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>(追加)</u>）等を派遣し、<u>(追加) 県・市等が行う、被災状況、県・市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</u></p>	県地域防災計画の反映
66	防災通信施設の整備と風水害対策	<p>2 市の役割 (1) 市防災行政無線等の整備 イ 移動系無線の整備 災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、<u>デジタル移動通信システムや公共安全モバイルシステム等による移動系無線</u>を整備する。</p>	<p>2 市の役割 (1) 市防災行政無線等の整備 イ 移動系無線の整備 災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、<u>デジタル移動通信システム (追加)</u>を整備する。</p>	今後の整備予定を反映

頁	内容	新	旧	修正理由
67	防災通信 施設の整備 と風水 害対策	<p>3 県の役割</p> <p>(2) <u>各種</u>情報システムの整備</p> <p><u>ア 新潟県総合防災情報システム</u></p> <p>県内の防災関係情報を総合的に掌握 <u>(削除)</u>・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。</p> <p><u>イ 新総合防災情報システム等</u></p> <p><u>(削除)</u>国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努める <u>(削除)</u>。</p> <p><u>併せて、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u></p>	<p>3 県の役割</p> <p>(2) <u>新潟県総合防災情報システム</u>の整備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県内の防災関係情報を総合的に掌握して・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>併せて、</u>国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努める <u>ものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
81	上水道事業者の風水害対策	<p>2 水道事業者の役割</p> <p>(2) 体制面の防災対策</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(ウ) 応急復旧計画</p> <p>b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。<u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u></p>	<p>2 水道事業者の役割</p> <p>(2) 体制面の防災対策</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(ウ) 応急復旧計画</p> <p>b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。<u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
85	下水道事業者の風水害対策	<p>3 市の役割</p> <p>(3) 下水道等施設の管理</p> <p>イ <u>発災時は</u>県と協力して、早期に機能回復できるように努める。<u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u></p>	<p>3 市の役割</p> <p>(3) 下水道等施設の管理</p> <p>イ <u>(追加)</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。<u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
97	廃棄物処理体制の整備	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市の責務</p> <p><u>(ア) 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p><u>(イ) 市は、</u>平時から市民に対して協力を求める事項について周知する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 県の責務</p> <p><u>(ア) 県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p><u>(イ) 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理体制の整備</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市の責務</p> <p><u>(追加)</u> 市は、<u>(追加)</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> 平時から市民に対して協力を求める事項について周知する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 県の責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣県、国との協力体制を整備する。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理計画の策定</u></p> <p>ア <u>(追加)</u> 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
110		<p>3 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、(削除)避難場所、(削除)避難所の指定と周知及び即応体制の整備、<u>避難行動要支援者の個別避難計画策定</u>及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</p>	<p>3 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、<u>指定緊急避難場所、指定避難所の指定と周知及び即応体制の整備、</u><u>「避難行動要支援者避難支援プラン」作成</u>及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</p>	
112		<p>(4) 避難誘導体制の整備</p> <p>イ 在宅の要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して<u>個別避難計画</u>を策定する。</p>	<p>(4) 避難誘導体制の整備</p> <p>イ 在宅の要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して<u>「避難行動要支援者避難支援プラン」</u>を策定する。</p>	
113		<p>(5) 避難場所、避難所の指定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(ク)</u> (略)</p> <p><u>(ケ)</u> (略)</p> <p><u>(コ)</u> (略)</p> <p><u>(サ)</u> (略)</p> <p><u>(シ)</u> (略)</p> <p><u>(ス)</u> (略)</p> <p><u>(セ)</u> (略)</p> <p><u>(ソ)</u> (略)</p> <p><u>(タ)</u> (略)</p> <p><u>(チ)</u> (略)</p> <p><u>(ツ)</u> (略)</p>	<p>(5) 避難場所、避難所等の指定 <u>(追加)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</u></p> <p><u>(ケ)</u> (略)</p> <p><u>(コ)</u> (略)</p> <p><u>(サ)</u> (略)</p> <p><u>(シ)</u> (略)</p> <p><u>(ス)</u> (略)</p> <p><u>(セ)</u> (略)</p> <p><u>(ソ)</u> (略)</p> <p><u>(タ)</u> (略)</p> <p><u>(チ)</u> (略)</p> <p><u>(ツ)</u> (略)</p> <p><u>(テ)</u> (略)</p>	
115		<p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>(サ) (略)</p> <p><u>(シ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p> <p><u>(ス) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	<p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) <u>(追加) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>(サ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	
116		<p>4 県の役割</p> <p>(2) 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 避難生活を支える人材の育成・確保</u></p> <p><u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	<p>4 県の役割</p> <p>(2) 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由												
119	要配慮者の安全確保計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【要配慮者の安全確保計画の体系】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け備品等確保 <u>個別避難計画の作成</u> 避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け備品等確保 <u>個別避難計画の作成</u> 避難行動要支援者対象の防災訓練 	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【要配慮者の安全確保計画の体系】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> 避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> 避難行動要支援者対象の防災訓練 	県地域防災計画の反映
大項目	中項目	小項目														
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け備品等確保 <u>個別避難計画の作成</u> 避難行動要支援者対象の防災訓練 														
大項目	中項目	小項目														
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> 避難行動要支援者対象の防災訓練 														
120	<p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(略)</p> <p>また、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ～オ (略)</p>	<p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(略)</p> <p>また、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>(追加)</u>の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ～オ (略)</p>														
121	<p>カ 避難行動要支援者及び同居家族等の責務</p> <p>避難行動要支援者及び同居家族等は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことについて、市及び地域住民等に対し、情報発信に努める。</p>	<p>カ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務</p> <p>避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市及び地域住民等に対し、情報発信に努める。</p>														
122	<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(4) 外国人関係団体の役割</p> <p>ア 国際交流協会</p> <p>市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。<u>なお、県国際交流会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行う。</u></p>	<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(4) 外国人関係団体の役割</p> <p>ア 国際交流協会</p> <p>市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。<u>(追加)</u></p>														
126	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿<u>(追加)</u>を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>														
126	<p>4 県の役割</p> <p>(5) 外国人支援対策</p> <p>県は、<u>県国際交流会と連携して</u>災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行うとともに、県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</p>	<p>4 県の役割</p> <p>(5) 外国人支援対策</p> <p>県は、<u>(追加)</u>災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</p>														

頁	内容	新	旧	修正理由
127	食料・生活必需品等の確保計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市・県の責務</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 市及び県は、新物資システム <u>(B-PLo)</u> を活用し、<u>施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握</u>に努めるとともに、<u>(削除)</u>登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、<u>あらかじめ</u>、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(キ) 市及び県は、備蓄状況について、年に一回、広く市民に公表するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ク) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市・県の責務</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 市及び県は、新物資システム <u>(追加)</u> を活用し、<u>備蓄物資や物資の輸送拠点の登録</u>に努めるとともに、<u>あらかじめ</u>、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、<u>(追加)</u>物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(キ) 市及び県は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(ク) (略)</p>	県地域防災計画の反映
129		<p>3 市の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき水、食料、<u>(削除)</u>毛布、<u>快適なトイレ環境確保のための</u>携帯トイレ、簡易トイレ、<u>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活</u>に必要な物資・資機材を備蓄する。</p> <p>イ 災害時の必需品で、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、<u>適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目(削除)</u>は、市での公的備蓄に努める。</p> <p><u>ウ 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。</u></p> <p><u>エ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取出して使用・配布できるように努める。これが困難な場合は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。</u></p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき水、食料、<u>生活必需品、毛布、(追加)</u>携帯トイレ、簡易トイレ等<u>応急対策に必要な物資・資機材</u>を備蓄する。</p> <p>イ <u>発電機等災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい(追加)品目(非常用発電機、投光器、簡易トイレ等)の公的備蓄に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ <u>備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取出して使用・配布できるようにする。(追加)</u></p>	
130		<p>4 県の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施出来ないという認識に立ち、市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</u></p>	<p>4 県の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p><u>(追加)</u>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</p>	
143	行政機関等の業務継続計画	<p>2 市の役割</p> <p>(2) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務</p> <p>エ 平時の取組</p> <p>各所属は、職員の参集可能時間を考慮した<u>要員</u>の指名等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。</p>	<p>2 市の役割</p> <p>(2) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務</p> <p>エ 平時の取組</p> <p>各所属は、職員の参集可能時間を考慮した<u>要因</u>の指名等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。</p>	誤字修正

頁	内容	新	旧	修正理由																																				
154	災害対策本部の組織・運営計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 災害対策本部等の設置基準</p> <p>【風水害等による災害対策本部等の設置区分】</p> <p>次の基準を勘案し、総合的判断により行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>初動時の対応</th> <th>情報収集後の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>(警戒レベル2相当) 警戒配備体制</td> <td> <p>1 <u>レベル3大雨警報、又は高潮警報</u>が発表された場合</p> <p>2 台風情報が発表され<u>市内への影響</u>が予想される場合</p> <p>3 <u>加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</p> <p>4 (削除) 防災監が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階</p> </td> <td> <p>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</p> <p>2 被害が小さい場合 → 各課等に対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td>(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td> <p>1 <u>レベル3土砂災害警報が発表された場合</u></p> <p>2 <u>加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</p> <p>3 <u>大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合</u></p> <p>4 <u>警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u></p> <p>5 <u>市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</u></p> <p>6 <u>暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</u></p> <p>7 (削除) 防災監が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※高齢者等避難の発令を判断できる体制</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応	警戒体制	(警戒レベル2相当) 警戒配備体制	<p>1 <u>レベル3大雨警報、又は高潮警報</u>が発表された場合</p> <p>2 台風情報が発表され<u>市内への影響</u>が予想される場合</p> <p>3 <u>加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</p> <p>4 (削除) 防災監が必要と認める場合</p>	<p>地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階</p>	<p>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</p> <p>2 被害が小さい場合 → 各課等に対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)</p>	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	<p>1 <u>レベル3土砂災害警報が発表された場合</u></p> <p>2 <u>加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</p> <p>3 <u>大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合</u></p> <p>4 <u>警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u></p> <p>5 <u>市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</u></p> <p>6 <u>暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</u></p> <p>7 (削除) 防災監が必要と認める場合</p>	<p>主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※高齢者等避難の発令を判断できる体制</p>			(削除)	(削除)	(削除)		<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 災害対策本部等の設置基準</p> <p>【風水害等による災害対策本部等の設置区分】</p> <p>次の基準を勘案し、総合的判断により行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加) 配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>初動時の対応</th> <th>情報収集後の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (追加) 警戒配備体制</td> <td> <p>1 <u>気象警報が発表された場合</u></p> <p>2 <u>台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合</u></p> <p>3 <u>河川管理者から水防警報が発表された場合</u></p> <p>4 <u>気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合</u></p> <p>5 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合</u></p> <p>6 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></p> </td> <td> <p>地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階</p> </td> <td> <p>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</p> <p>2 被害が小さい場合 → 各課等に対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td> <p>(追加)</p> <p>1 <u>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</u></p> <p>2 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合</u></p> <p>3 <u>新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></p> </td> <td> <p>主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※高齢者等避難の発令を判断できる体制</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>第1次配備体制 (追加)</p> <p>第2次配備体制</p> </td> <td> <p>主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※避難指示の発令を判断できる体制</p> </td> <td> <p>1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合</p> <p>2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合</p> <p>3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合</p> <p>4 その他、市長が必要と認める場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(追加) 配備種別	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応	警戒体制 (追加) 警戒配備体制	<p>1 <u>気象警報が発表された場合</u></p> <p>2 <u>台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合</u></p> <p>3 <u>河川管理者から水防警報が発表された場合</u></p> <p>4 <u>気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合</u></p> <p>5 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合</u></p> <p>6 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></p>	<p>地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階</p>	<p>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</p> <p>2 被害が小さい場合 → 各課等に対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)</p>	警戒本部	<p>(追加)</p> <p>1 <u>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</u></p> <p>2 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合</u></p> <p>3 <u>新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></p>	<p>主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※高齢者等避難の発令を判断できる体制</p>			<p>第1次配備体制 (追加)</p> <p>第2次配備体制</p>	<p>主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※避難指示の発令を判断できる体制</p>	<p>1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合</p> <p>2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合</p> <p>3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合</p> <p>4 その他、市長が必要と認める場合</p>	<p>新発田市災害対策本部運営規程の改正による修正</p>
配備区分	配備体制	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応																																				
警戒体制	(警戒レベル2相当) 警戒配備体制	<p>1 <u>レベル3大雨警報、又は高潮警報</u>が発表された場合</p> <p>2 台風情報が発表され<u>市内への影響</u>が予想される場合</p> <p>3 <u>加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</p> <p>4 (削除) 防災監が必要と認める場合</p>	<p>地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階</p>	<p>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</p> <p>2 被害が小さい場合 → 各課等に対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)</p>																																				
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	<p>1 <u>レベル3土砂災害警報が発表された場合</u></p> <p>2 <u>加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</p> <p>3 <u>大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合</u></p> <p>4 <u>警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u></p> <p>5 <u>市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</u></p> <p>6 <u>暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</u></p> <p>7 (削除) 防災監が必要と認める場合</p>	<p>主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※高齢者等避難の発令を判断できる体制</p>																																					
	(削除)	(削除)	(削除)																																					
(追加) 配備種別	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応																																					
警戒体制 (追加) 警戒配備体制	<p>1 <u>気象警報が発表された場合</u></p> <p>2 <u>台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合</u></p> <p>3 <u>河川管理者から水防警報が発表された場合</u></p> <p>4 <u>気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合</u></p> <p>5 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合</u></p> <p>6 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></p>	<p>地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階</p>	<p>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</p> <p>2 被害が小さい場合 → 各課等に対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)</p>																																					
警戒本部	<p>(追加)</p> <p>1 <u>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</u></p> <p>2 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合</u></p> <p>3 <u>新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></p>	<p>主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※高齢者等避難の発令を判断できる体制</p>																																						
	<p>第1次配備体制 (追加)</p> <p>第2次配備体制</p>	<p>主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※避難指示の発令を判断できる体制</p>	<p>1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合</p> <p>2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合</p> <p>3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合</p> <p>4 その他、市長が必要と認める場合</p>																																					

頁	内容	新	旧	修正理由	
155		<p>災害対策本部</p> <p>対策本部配備体制 (警戒レベル4相当)</p> <p>1 レベル4 氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5 高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>(削除)</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「危険(紫)(警戒レベル4相当)」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</p> <p>6 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</p> <p>7 (削除) 本部長が必要と認める場合</p> <p>対策本部非常配備体制 (警戒レベル5相当)</p> <p>1 レベル5 氾濫発生情報、大雨特別警報又は土砂災害特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫発生水位（警戒レベル5相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キクルにおいて「災害切迫(黒)(警戒レベル5相当)」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 全市的又は広範囲に甚大な被害が発生した場合</p> <p>6 本部長が必要と認める場合</p>	<p>主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。</p> <p>※避難指示の発令を判断できる体制</p> <p>全職員が参集し、初動体制を確立し対応する。 ※全職員が定められた配置に参集し、防災対応にあたる体制</p>	<p>災害対策本部</p> <p>第3次配備体制 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>1 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</p> <p>2 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 その他、市長が必要と認める場合</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>全職員が参集し、初動体制を確立し対応する。 ※全職員が定められた配置に参集し、防災対応にあたる体制</p> <p>(追加)</p>
		<p>※気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本表中「レベル〇」とあるのは、これを削る。 ・本表中「土砂災害警報」及び「土砂災害危険警報」とあるのは、「土砂災害警戒情報」と読み替える。 ・洪水警報が発表された場合は、本表の大雨警報に準じて取り扱う。 ・その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。 			
156	<p>2 災害対策本部</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(7) レベル4 氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5 高潮特別警報が発表された場合</p> <p>(4) 加治川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p>	<p>(3) 災害対策本部等の組織・運営</p> <p>災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。</p> <p>なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。<u>ただし、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	<p>(3) 災害対策本部等の組織・運営</p> <p>災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。</p> <p>なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。(追加)</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</p>		

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																												
157		<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ウ) 大雨・土砂キキクルにおいて「危険(紫)(警戒レベル4相当)」が出現した場合</u></p> <p><u>(エ) 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u></p> <p><u>(イ) 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</u></p> <p><u>(カ) 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</u></p> <p><u>(キ) (削除) 本部長</u>が必要と認める場合</p> <p>(2) 新発田市災害対策本部組織図</p> <p>【災害対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長(防災監) 副市長 教育長</p> <p>本部員 対策部長 <u>(削除)</u> 議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長 市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長 <u>教育総務課長</u> 本部事務局長 地域安全課長(副防災監) ※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 <u>統括調整班</u>、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>【警戒本部会議(連絡調整会議)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長 副市長(防災監)</p> <p>警戒副本部長 地域安全課長(副防災監)</p> <p>本部員 <u>(削除)</u> 議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長 みらい創造課長、市民まちづくり支援課長 農林水産課長、地域整備課長、<u>教育総務課長</u> ※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 <u>統括調整班</u>、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>【対策部】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>現地災害対策本部</td> <td>議会対策部</td> <td>総務対策部</td> <td>財務・物資・会計</td> <td>渉外・広報対策部</td> <td>市民支援対策部</td> <td>医療・福祉対策部</td> <td>商工・観光対策部</td> <td>農林水産対策部</td> <td>土木・建築対策部</td> <td>上下水道対策部</td> <td>教育対策部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会対策班</td> <td>庁舎車両管理班</td> <td>人事調整班</td> <td>財務班</td> <td>物資支援班</td> <td>会計班</td> <td>渉外班</td> <td>広報班</td> <td>市民支援班</td> <td>家屋調査班</td> <td>環境衛生班</td> <td>支所班</td> <td>保健医療班</td> <td>社会福祉班</td> <td>体育施設班</td> <td>商工対策班</td> <td>観光対策班</td> <td>農水対策班</td> <td>農林対策班</td> <td>地域整備班</td> <td>建築班</td> <td>下水道班</td> <td>水道班</td> <td>教育支援班</td> <td>文化施設班</td> </tr> </table> <p>※各班において、別表 <u>第1(第8条-第10条関係)</u> の分掌事務の業務を行う。</p>	現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部		議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	下水道班	水道班	教育支援班	文化施設班	<p><u>(イ) 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(ウ) その他、市長が必要と認める場合</u></p> <p>(2) 新発田市災害対策本部組織図</p> <p>【災害対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長(防災監) 副市長 教育長</p> <p>本部員 対策部長 <u>教育次長</u>、議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長 市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長 <u>(追加)</u> 本部事務局長 地域安全課長(副防災監) ※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 防災班、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>【警戒本部会議(連絡調整会議)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長 副市長(防災監)</p> <p>警戒副本部長 地域安全課長(副防災監)</p> <p>本部員 <u>教育次長</u>、議会事務局長、社会福祉課長 商工振興課長、水道局長、総務課長、財務課長 みらい創造課長、市民まちづくり支援課長 農林水産課長、地域整備課長、<u>(追加)</u> ※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 防災班、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>【対策部】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>現地災害対策本部</td> <td>議会対策部</td> <td>総務対策部</td> <td>財務・物資・会計</td> <td>渉外・広報対策部</td> <td>市民支援対策部</td> <td>医療・福祉対策部</td> <td>商工・観光対策部</td> <td>農林水産対策部</td> <td>土木・建築対策部</td> <td>上下水道対策部</td> <td>教育対策部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会対策班</td> <td>庁舎車両管理班</td> <td>人事調整班</td> <td>財務班</td> <td>物資支援班</td> <td>会計班</td> <td>渉外班</td> <td>広報班</td> <td>市民支援班</td> <td>家屋調査班</td> <td>環境衛生班</td> <td>支所班</td> <td>保健医療班</td> <td>社会福祉班</td> <td>体育施設班</td> <td>商工対策班</td> <td>観光対策班</td> <td>農水対策班</td> <td>農林対策班</td> <td>地域整備班</td> <td>建築班</td> <td>下水道班</td> <td>水道班</td> <td>教育支援班</td> <td>文化施設班</td> </tr> </table> <p>※各班において、別表 <u>(追加)</u> (第8条、<u>第9条</u>、第10条関係) の分掌事務の業務を行う。</p>	現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部		議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	下水道班	水道班	教育支援班	文化施設班	
現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部																																																																					
	議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	下水道班	水道班	教育支援班	文化施設班																																																							
現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部																																																																					
	議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	下水道班	水道班	教育支援班	文化施設班																																																							

頁	内容	新	旧	修正理由
158		(3) (略)	(3) (略)	
159		(4) (略)	(4) (略)	
		(5) 災害対策本部事務局 イ 分掌事務 災害対策本部事務局の分掌事務は、別表第1のとおりとする。	(5) 災害対策本部事務局 イ 分掌事務 災害対策本部事務局の分掌事務は、別表(追加)のとおりとする。	
		(6) (略)	(6) (略)	
		(7) 対策部 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に対策部を置く。部は、本部長の指揮の下、応急対策業務を遂行する。 ア 部長 (ア) 部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。 イ 副部長 (イ) 副部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。	(7) 対策部 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に対策部を置く。部は、本部長の指揮の下、応急対策業務を遂行する。 ア 部長 (ア) 部長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。 イ 副部長 (イ) 副部長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。	
		(8) 部の組織 部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。 ア 班長 (ア) 班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。 イ 副班長 (イ) 副班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。	(8) 部の組織 部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表(追加)のとおりとする。 ア 班長 (ア) 班長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。 イ 副班長 (イ) 副班長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。	
		(9) 情報連絡員 部に情報連絡員を置く。 ア 情報連絡員は、対策部長が所属対策部の職員のうちからあらかじめ指名した別表第1に掲げる者をもって充て、災害対策本部に派遣する。	(9) 情報連絡員 部に情報連絡員を置く。 ア 情報連絡員は、対策部長が所属対策部の職員のうちからあらかじめ指名した別表(追加)に掲げる者をもって充て、災害対策本部に派遣する。	
160		3 警戒本部の設置 (1) 設置基準 気象警報等が発表され、市の地域で風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合には、直ちに設置する。	3 警戒本部の設置 (1) 設置基準 気象警報(追加)が発表され、市の地域で風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合には、直ちに設置する。	
162		4 市の活動体制 (1) (略) (2) 配備指令 配備体制による指令は、次のとおりとする。 ア 警戒体制(警戒配備体制) 副防災監 イ 警戒本部(警戒本部配備体制) 防災監 ウ 対策本部(対策本部配備体制・対策本部非常配備体制) 本部長(市長) (3)~(5) (略) (6) 避難所の開設 市長は、災害状況に応じて、施設管理者、避難所運営委員会、自治会、自主防災組織、市民等と協働で避難所の開設を行う。避難所を開設する職員は、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地域の被害状況の調査を行うよう努める。	4 市の活動体制 (1) (略) (2) 配備指令 配備体制による指令は、次のとおりとする。 ア 警戒体制(警戒配備体制) 副防災監 イ 警戒本部(第1・2次配備体制) 防災監 ウ 対策本部(第3次配備体制(追加)) 本部長(市長) (3)~(5) (略) (6) 避難所の開設 市長は、災害状況に応じて、施設管理者、(追加)自治会、自主防災組織、市民等と協働で避難所の開設を行う。避難所を開設する職員は、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地域の被害状況の調査を行うよう努める。	

頁	内容	新	旧	修正理由																												
164	別表第1 (第8条、第10条関係) 災害対策本部事務局の分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局長次長 地域安全課長補佐 (削除)</td> <td>統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長</td> <td>1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局長次長 地域安全課長補佐 (削除)	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局長次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)</td> <td>防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐</td> <td>1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局長次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左									
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局長次長 地域安全課長補佐 (削除)	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左																													
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局長次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左																													
165	対策部・班等の分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐</td> <td>庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること</td> <td>左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関すること 13 災害情報関連システ ムの調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)</td> <td>財務班 財務課 班長 財務係長</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること</td> <td>左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに関 すること 6 災害関係予算の算定 等に関すること 7 災害関係補助金等の 調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関すること 13 災害情報関連システ ムの調整に関すること	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること	左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに関 すること 6 災害関係予算の算定 等に関すること 7 災害関係補助金等の 調整に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐</td> <td>庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること (追加)</td> <td>左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)</td> <td>財務班 財務課 班長 財務係長</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること (追加)</td> <td>左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等 に関すること 6 災害関係補助金等の調整 に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること (追加)	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関すること	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること (追加)	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等 に関すること 6 災害関係補助金等の調整 に関すること	
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関すること 13 災害情報関連システ ムの調整に関すること																													
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること	左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに関 すること 6 災害関係予算の算定 等に関すること 7 災害関係補助金等の 調整に関すること																													
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること (追加)	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関すること																													
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること (追加)	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等 に関すること 6 災害関係補助金等の調整 に関すること																													

頁	内容	新	旧	修正理由	
	情報連絡員 財務課長補佐		情報連絡員 財務課長補佐		
	渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJI ターン支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	渉外班 みらい創造課 企画政策係 (削除) <u>ライフデザイン係</u> 班長 企画政策係長 広報班 (削除) <u>○シティプロモーション室</u>	渉外班 みらい創造課 企画政策係・ <u>行革推進係</u> <u>(追加)</u> 班長 企画政策係長 広報班 みらい創造課 <u>広報広聴係・ライフデザイン係</u> 班長 <u>広報広聴係長</u> <u>(追加)</u>	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関する事 4 被災地の視察者等の接遇に関する事 5 国、県等への要望の総括に関する事 <u>6 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関する事</u> 左記に加え <u>7</u> 災害に係る陳情、請願等に関する事 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害情報等の伝達・広報に関する事 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関する事 3 災害情報等の放送要請に関する事 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関する事 左記に加え 5 災害記録(写真・映像)に関する事 6 災害復興記録等の作成に関する事	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関する事 4 被災地の視察者等の接遇に関する事 5 国、県等への要望の総括に関する事 <u>(追加)</u> 左記に加え <u>6</u> 災害に係る陳情、請願等に関する事 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害情報等の伝達・広報に関する事 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関する事 3 災害情報等の放送要請に関する事 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関する事 左記に加え 5 災害記録(写真・映像)に関する事 6 災害復興記録等の作成に関する事
	市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課 家屋調査班 ○税務課 環境衛生班 ○環境衛生課	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課 家屋調査班 ○税務課 環境衛生班 ○環境衛生課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 市民の安否確認及び問合せに関する事 4 外国人に対する支援に関する事 5 被災外国人との連絡調整に関する事 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関する事 7 人権擁護に関する事 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関する事 9 埋火葬の総括に関する事 <u>10 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)及び部内職員の動員・調整に関する事</u> 左記に加え <u>11</u> 被災者等の市民相談の総括に関する事 1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関する事 <u>2 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関する事</u> 左記に加え <u>3</u> 建物被害調査に関する事 <u>4</u> 被災者台帳作成事務に関する事 <u>5</u> 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関する事 <u>6</u> 税金の災害減免に関する事 同左 1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関する事 2 応急仮設トイレの設置に関する事 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関する事 4 死亡した獣畜等の除去に関する事 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分にに関する事 6 ごみの臨時ステーションの選定に関する事 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関する事 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関する事 9 ペット等被災動物に関する事 10 消毒の実施に関する事 <u>11 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関する事</u>	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 市民の安否確認及び問合せに関する事 4 外国人に対する支援に関する事 5 被災外国人との連絡調整に関する事 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関する事 7 人権擁護に関する事 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関する事 9 埋火葬の総括に関する事 <u>(追加)</u> 左記に加え <u>10</u> 被災者等の市民相談の総括に関する事 1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関する事 <u>(追加)</u> 2 建物被害調査に関する事 3 被災者台帳作成事務に関する事 4 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関する事 5 税金の災害減免に関する事 同左 1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関する事 2 応急仮設トイレの設置に関する事 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関する事 4 死亡した獣畜等の除去に関する事 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分にに関する事 6 ごみの臨時ステーションの選定に関する事 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関する事 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関する事 9 ペット等被災動物に関する事 10 消毒の実施に関する事 <u>(追加)</u>
	商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長(観光対策班長兼務)	(削除) 商工振興課 班長 商工振興課長補佐	(削除) 商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告等に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事 <u>5 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関する事</u> 左記に加え <u>6</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関する事 1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告等に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事 <u>(追加)</u> 左記に加え <u>5</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関する事	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告等に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事 <u>(追加)</u> 左記に加え <u>5</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関する事

頁	内容	新	旧	修正理由					
	情報連絡員 観光振興課長補佐	<p><u>設・運営</u>及び部内職員の動員・調整に関すること</p> <p>観光対策班 ○観光振興課</p>	<p>1 観光施設の被害状況の把握に関すること 2 観光関係団体との連絡調整に関すること 3 観光滞在者の対応に関すること 4 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p>	左記に加え 5 観光施設の風評被害対策に関すること	情報連絡員 観光振興課長補佐	<p>観光対策班 ○観光振興課</p>	<p>1 観光施設の被害状況の把握に関すること 2 観光関係団体との連絡調整に関すること 3 観光滞在者の対応に関すること (追加)</p>	左記に加え 4 観光施設の風評被害対策に関すること	
	<p>農林水産対策部</p> <p>部長 農林水産課長</p> <p>副部長 農業委員会事務局長（農林対策班長兼務）</p> <p>情報連絡員 農業委員会事務局次長</p>	<p>農水対策班 (<u>削除</u>)農林水産課(里山保全係除く)</p> <p>班長 農林水産課長補佐</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 農業、水産施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること 4 農業、水産業及び港湾関係団体との連絡調整に関すること 5 家畜伝染病の防疫に関すること 6 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p>	左記に加え 7 農業、水産業者に対する災害融資関連事務に関すること 8 農・水産物の風評被害対策に関すること	<p>農林水産対策部</p> <p>部長 農林水産課長</p> <p>副部長 農業委員会事務局長（農林対策班長兼務）</p> <p>情報連絡員 農業委員会事務局次長</p>	<p>農水対策班 ○農林水産課（里山保全係除く）</p> <p>班長 農林水産課長補佐</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 農業、水産施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること 4 農業、水産業及び港湾関係団体との連絡調整に関すること 5 家畜伝染病の防疫に関すること (追加)</p>	左記に加え 6 農業、水産業者に対する災害融資関連事務に関すること 7 農・水産物の風評被害対策に関すること	
		<p>農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局</p>	<p>1 林業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること 2 貯木及び流木の災害対策に関すること 3 林業関係団体との連絡調整に関すること 4 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p>	左記に加え 5 林業者に対する災害融資関連事務に関すること 6 林産物の風評被害対策に関すること		<p>農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局</p>	<p>1 林業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること 2 貯木及び流木の災害対策に関すること 3 林業関係団体との連絡調整に関すること (追加)</p>	左記に加え 4 林業者に対する災害融資関連事務に関すること 5 林産物の風評被害対策に関すること	
	<p>土木・建築対策部</p> <p>部長 地域整備課長</p> <p>副部長 維持管理課長</p> <p>情報連絡員 <u>地域整備課長補佐</u></p>	<p>地域整備班 地域整備課 <u>○用地対策室</u> 維持管理課 (<u>削除</u>)</p>	<p>1 部内の情報収集、伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 道路、公園及び河川の被害状況の把握並びに応急対策に関すること 4 路上障害物の排除及び道路交通の確保に関すること 5 排水機場の運転及び機能確保に関すること 6 緊急車両の運行経路及び避難経路の確保に関すること 7 除排雪に関すること 8 災害復旧に関する資機材の調達及び輸送に関すること 9 風水害等の予防、警戒及び防衛に関すること (<u>削除</u>) 10 漁港施設の被害状況の把握及び連絡調整に関すること 11 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策等に関すること 12 農地のたん水排除に関すること</p>	左記に加え 13 応急仮設住宅用地の確保に関すること	<p>土木・建築対策部</p> <p>部長 地域整備課長</p> <p>副部長 維持管理課長</p> <p>情報連絡員 財産管理課長補佐</p>	<p>地域整備班 地域整備課 (<u>追加</u>) 維持管理課 ○財産管理課</p>	<p>1 部内の情報収集、伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 道路、公園及び河川の被害状況の把握並びに応急対策に関すること 4 路上障害物の排除及び道路交通の確保に関すること 5 排水機場の運転及び機能確保に関すること 6 緊急車両の運行経路及び避難経路の確保に関すること 7 除排雪に関すること 8 災害復旧に関する資機材の調達及び輸送に関すること 9 風水害等の予防、警戒及び防衛に関すること 10 市有地の使用に関すること 11 漁港施設の被害状況の把握及び連絡調整に関すること 12 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策等に関すること 13 農地のたん水排除に関すること</p>	左記に加え 14 応急仮設住宅用地の確保に関すること	
	<p>上下水道対策部</p> <p>部長 水道局長（水道局業務課長）</p> <p>副部長 水道局浄水課長（上水道班長兼務）</p> <p>情報連絡員 下水道課長補佐</p>	<p>上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課 (<u>削除</u>)</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 4 水道水の応急給水に関すること 5 水道施設の機能・安全確保に関すること 6 上水道情報の広報に関すること 7 給水応援の受入れに関すること 8 災害関係費用に関すること 9 資材、燃料等の確保・調達に関すること</p>	同左	<p>上下水道対策部</p> <p>部長 水道局長（水道局業務課長）</p> <p>副部長 水道局浄水課長（上水道班長兼務）</p> <p>情報連絡員 下水道課長補佐</p>	<p>上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課</p> <p>副班長 水道局業務課長補佐</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 4 水道水の応急給水に関すること 5 水道施設の機能・安全確保に関すること 6 上水道情報の広報に関すること 7 給水応援の受入れに関すること 8 災害関係費用に関すること 9 資材、燃料等の確保・調達に関すること</p>	同左	
	<p>教育対策部</p> <p>部長 (<u>削除</u>)教育総務課長(<u>削除</u>)</p> <p>副部長 (<u>削除</u>)生涯学習課長</p> <p>情報連絡員 教育総務課長補佐</p>	<p>教育支援班 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設</p> <p>副班長 教育総務課長補佐</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること (<u>削除</u>) 3 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること 4 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関すること 5 児童生徒のこころのケア対策に関すること 6 学校教職員の災害時出動体制の指導に關</p>	左記に加え 10 応急教育の指導に関すること	<p>教育対策部</p> <p>部長 教育次長(教育総務課長)</p> <p>副部長 教育総務課長 生涯学習課長</p> <p>情報連絡員 教育総務課長補佐</p>	<p>教育支援班 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設</p> <p>副班長 教育総務課長補佐</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 <u>避難所の開設及び運営への協力に関すること</u> 4 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること 5 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関すること 6 児童生徒のこころのケア対策に関すること 7 学校教職員の災害時出動体制の指導に關</p>	左記に加え 10 応急教育の指導に関すること	

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																	
		<p>すること</p> <p>7 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>8 給食調理施設の使用に関すること</p> <p>9 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p> <p>文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター</p> <p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>5 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p> <p>同左</p>	<p>すること</p> <p>8 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>9 給食調理施設の使用に関すること (追加)</p> <p>文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター</p> <p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること (追加)</p> <p>同左</p>																																																																																		
170	風水害等 配備体制	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【風水害等配備基本方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td rowspan="2">(警戒レベル2相当) 警戒配備体制</td> <td>1 <u>レベル3大雨警報、又は高潮警報</u>が発表された場合</td> <td>1 必要な職員の配備</td> </tr> <tr> <td>2 台風情報が発表され<u>市内への</u>影響が予想される場合</td> <td>2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td>3 <u>加治川の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</td> <td>3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報</td> </tr> <tr> <td>4 <u>(削除)</u> 防災監が必要と認める場合</td> <td>4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td>1 <u>レベル3土砂災害警報が発表された場合</u></td> <td>5 必要に応じ、<u>警戒本部</u>配備体制に移行</td> </tr> <tr> <td>2 <u>加治川の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)</td> <td>(警戒配備体制の活動に加え)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td>3 <u>大雨・土砂キキクルにおいて「警戒（赤）（警戒レベル3相当）」が市内に出現した場合</u> (削除)</td> <td>1 必要な職員の配備</td> </tr> <tr> <td>4 <u>警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u></td> <td>2 必要に応じた避難者の受入体制の確立</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td>5 <u>市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</u></td> <td>3 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>6 <u>暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</u></td> <td>4 必要に応じ応急活動の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td>7 <u>(削除)</u> 防災監が必要と認める場合</td> <td>5 必要に応じ広報体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 市幹部職員等への状況報告</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制</td> <td></td> <td>7 必要に応じ、<u>対策本部</u>配備体制に移行</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備基準	主な活動内容	警戒体制	(警戒レベル2相当) 警戒配備体制	1 <u>レベル3大雨警報、又は高潮警報</u> が発表された場合	1 必要な職員の配備	2 台風情報が発表され <u>市内への</u> 影響が予想される場合	2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	3 <u>加治川の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)	3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報	4 <u>(削除)</u> 防災監が必要と認める場合	4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	1 <u>レベル3土砂災害警報が発表された場合</u>	5 必要に応じ、 <u>警戒本部</u> 配備体制に移行	2 <u>加治川の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)	(警戒配備体制の活動に加え)	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	3 <u>大雨・土砂キキクルにおいて「警戒（赤）（警戒レベル3相当）」が市内に出現した場合</u> (削除)	1 必要な職員の配備	4 <u>警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u>	2 必要に応じた避難者の受入体制の確立	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	5 <u>市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</u>	3 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握	6 <u>暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</u>	4 必要に応じ応急活動の実施	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	7 <u>(削除)</u> 防災監が必要と認める場合	5 必要に応じ広報体制の確立		6 市幹部職員等への状況報告	警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制		7 必要に応じ、 <u>対策本部</u> 配備体制に移行			<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【風水害等配備基本方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加) 配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">警戒体制 (追加) 警戒配備体制</td> <td>1 気象警報が発表された場合</td> <td>1 必要な職員の配備</td> </tr> <tr> <td>2 台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合</td> <td>2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理</td> </tr> <tr> <td>3 <u>河川管理者から水防警報が発表された場合</u></td> <td>3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報</td> </tr> <tr> <td>4 <u>気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合</u></td> <td>4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施</td> </tr> <tr> <td>5 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合</u></td> <td>5 必要に応じ、<u>警戒本部</u>配備体制に移行</td> </tr> <tr> <td>6 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警戒本部 (追加) 第1次配備体制</td> <td>(追加) 1 <u>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</u></td> <td>(警戒体制配備の活動に加え)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合</u></td> <td>1 必要な職員の配備</td> </tr> <tr> <td>3 <u>新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合</u> (追加)</td> <td>2 必要に応じた避難者の受入体制の確立</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>3 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部 (追加)</td> <td>(追加)</td> <td>4 必要に応じ応急活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>5 必要に応じ広報体制の確立</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部 (追加)</td> <td>(追加)</td> <td>6 市幹部職員等への状況報告</td> </tr> <tr> <td>4 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u></td> <td>7 必要に応じ、第2次配備体制に移行</td> </tr> </tbody> </table>	(追加) 配備種別	配備基準	主な活動内容	警戒体制 (追加) 警戒配備体制	1 気象警報が発表された場合	1 必要な職員の配備	2 台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合	2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理	3 <u>河川管理者から水防警報が発表された場合</u>	3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報	4 <u>気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合</u>	4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施	5 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合</u>	5 必要に応じ、 <u>警戒本部</u> 配備体制に移行	6 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u>		警戒本部 (追加) 第1次配備体制	(追加) 1 <u>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</u>	(警戒体制配備の活動に加え)	2 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合</u>	1 必要な職員の配備	3 <u>新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合</u> (追加)	2 必要に応じた避難者の受入体制の確立	(追加)	3 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握	警戒本部 (追加)	(追加)	4 必要に応じ応急活動の実施	(追加)	5 必要に応じ広報体制の確立	警戒本部 (追加)	(追加)	6 市幹部職員等への状況報告	4 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u>	7 必要に応じ、第2次配備体制に移行	新発田市 災害対策 本部運営 規程の改 正による 修正
配備区分	配備体制	配備基準	主な活動内容																																																																																		
警戒体制	(警戒レベル2相当) 警戒配備体制	1 <u>レベル3大雨警報、又は高潮警報</u> が発表された場合	1 必要な職員の配備																																																																																		
		2 台風情報が発表され <u>市内への</u> 影響が予想される場合	2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理																																																																																		
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	3 <u>加治川の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)	3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報																																																																																		
		4 <u>(削除)</u> 防災監が必要と認める場合	4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施																																																																																		
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	1 <u>レベル3土砂災害警報が発表された場合</u>	5 必要に応じ、 <u>警戒本部</u> 配備体制に移行																																																																																		
		2 <u>加治川の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達又は到達が見込まれる場合</u> (削除)	(警戒配備体制の活動に加え)																																																																																		
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	3 <u>大雨・土砂キキクルにおいて「警戒（赤）（警戒レベル3相当）」が市内に出現した場合</u> (削除)	1 必要な職員の配備																																																																																		
		4 <u>警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</u>	2 必要に応じた避難者の受入体制の確立																																																																																		
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	5 <u>市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</u>	3 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握																																																																																		
		6 <u>暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</u>	4 必要に応じ応急活動の実施																																																																																		
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制	7 <u>(削除)</u> 防災監が必要と認める場合	5 必要に応じ広報体制の確立																																																																																		
			6 市幹部職員等への状況報告																																																																																		
警戒本部	(警戒レベル3相当) 警戒本部配備体制		7 必要に応じ、 <u>対策本部</u> 配備体制に移行																																																																																		
(追加) 配備種別	配備基準	主な活動内容																																																																																			
警戒体制 (追加) 警戒配備体制	1 気象警報が発表された場合	1 必要な職員の配備																																																																																			
	2 台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合	2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理																																																																																			
	3 <u>河川管理者から水防警報が発表された場合</u>	3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報																																																																																			
	4 <u>気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合</u>	4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施																																																																																			
	5 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合</u>	5 必要に応じ、 <u>警戒本部</u> 配備体制に移行																																																																																			
	6 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u>																																																																																				
警戒本部 (追加) 第1次配備体制	(追加) 1 <u>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</u>	(警戒体制配備の活動に加え)																																																																																			
	2 <u>台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合</u>	1 必要な職員の配備																																																																																			
	3 <u>新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合</u> (追加)	2 必要に応じた避難者の受入体制の確立																																																																																			
	(追加)	3 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握																																																																																			
警戒本部 (追加)	(追加)	4 必要に応じ応急活動の実施																																																																																			
	(追加)	5 必要に応じ広報体制の確立																																																																																			
警戒本部 (追加)	(追加)	6 市幹部職員等への状況報告																																																																																			
	4 <u>その他、防災監が必要と認める場合</u>	7 必要に応じ、第2次配備体制に移行																																																																																			

頁	内容	新	旧	修正理由		
		<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1 レベル4 氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5 高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫危険水位(警戒レベル4相当)に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>(削除)</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「危険(紫)(警戒レベル4相当)」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</p> <p>6 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</p> <p>7 (削除) 本部長が必要と認める場合</p>	<p>(削除)</p> <p>(警戒本部配備体制の活動に加え)</p> <p>1 必要な職員を配備</p> <p>2 情報収集・伝達及び処理</p> <p>3 避難者の受入れ</p> <p>4 応急活動の実施</p> <p>5 広報活動の実施</p> <p>6 必要に応じ、災害対策本部非常配備体制に移行</p> <p>1 全職員の配備</p> <p>2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立</p> <p>3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策</p>	<p>第2次配備体制</p> <p>1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合</p> <p>2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合</p> <p>3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され影響が予想された場合</p> <p>4 その他、市長が必要と認める場合</p> <p>(追加)</p> <p>第3次配備体制</p> <p>1 河川の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合</p> <p>2 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 その他、市長が必要と認める場合</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(第1次配備体制の活動に加え)</p> <p>1 必要な職員を配備</p> <p>2 情報収集・伝達及び処理</p> <p>3 避難者の受入れ</p> <p>4 応急活動の実施</p> <p>5 広報活動の実施</p> <p>6 必要に応じ、第3次配備体制に移行</p> <p>1 全職員の配備</p> <p>2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立</p> <p>3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策</p> <p>(追加)</p>	
		<p>1 レベル5 氾濫発生情報、大雨特別警報又は土砂災害特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫発生水位(警戒レベル5相当)に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「災害切迫(黒)(警戒レベル5相当)」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 全市的又は広範囲に甚大な被害が発生した場合</p> <p>6 本部長が必要と認める場合</p>	<p>1 全職員の配備</p> <p>2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立</p> <p>3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		
		<p>※気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本表中「レベル○)」とあるのは、これを削る。 ・本表中「土砂災害警報」及び「土砂災害危険警報」とあるのは、「土砂災害警戒情報」と読み替える。 ・洪水警報が発表された場合は、本表の大雨警報に準じて取り扱う。 ・その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。 				
			<p>災害対策本部</p> <p>(追加)</p>			

頁	内容	新	旧	修正理由																																										
172	2 業務の内容 (2) 勤務時間外(夜間・休日)における対応 別表 風水害等発生時の参集区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td rowspan="2">警戒レベル2相当</td> <td>1 レベル3大雨警報、又は高潮警報が発表された場合 2 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合 3 加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除) 4 その他防災監が必要と認める場合</td> <td>(削除) 副防災監 (削除) 地域安全課職員 (削除) 維持管理課職員、指定配備職員 (削除) 各対策部が必要と認める職員</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>1 レベル3土砂災害警報が発表された場合 2 加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除) 3 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合 4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合 5 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合 6 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合 7 その他防災監が必要と認める場合</td> <td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え (削除) 防災監 (削除) 対策部長 (削除) 情報連絡員 (削除) 対策副部長、課長以上の職員 (削除) 指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※避難所を開設する場合 (削除) 開設する避難所を担当する職員 (削除) ※いずれにも該当しない職員は待機</td> <td>警戒本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室 指定された避難所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">警戒レベル3相当</td> <td>(削除) (削除) (削除) (削除)</td> <td>(削除) (削除) (削除) (削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>1 レベル4 氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5 高潮特別警報が発表された場合 2 加治川の水位が氾濫危険水位(警戒レベル4相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除)</td> <td>(削除) 本部長 (削除) 副本部長 (削除) 副防災監 (削除) 対策部長 (削除) 情報連絡員 (削除) 地域安全課職員 (削除) 対策副部長、課長補佐以上の職員(副参事含む)、維持管理課職員</td> <td>災害対策本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備基準	参集区分	参集場所	警戒体制	警戒レベル2相当	1 レベル3大雨警報、又は高潮警報 が発表された場合 2 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合 3 加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除) 4 その他防災監が必要と認める場合	(削除) 副防災監 (削除) 地域安全課職員 (削除) 維持管理課職員、 指定配備職員 (削除) 各対策部が必要と認める職員	執務室	1 レベル3土砂災害警報が発表された場合 2 加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除) 3 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合 4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合 5 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合 6 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合 7 その他防災監が必要と認める場合	※上記警戒配備体制の参集区分に加え (削除) 防災監 (削除) 対策部長 (削除) 情報連絡員 (削除) 対策副部長、課長以上の職員 (削除) 指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※避難所を開設する場合 (削除) 開設する避難所を担当する職員 (削除) ※いずれにも該当しない職員は待機	警戒本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室 指定された避難所	警戒本部	警戒レベル3相当	(削除) (削除) (削除) (削除)	(削除) (削除) (削除) (削除)	(削除)	1 レベル4 氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5 高潮特別警報が発表された場合 2 加治川の水位が氾濫危険水位(警戒レベル4相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除)	(削除) 本部長 (削除) 副本部長 (削除) 副防災監 (削除) 対策部長 (削除) 情報連絡員 (削除) 地域安全課職員 (削除) 対策副部長、課長補佐以上の職員(副参事含む)、維持管理課職員	災害対策本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加)</th> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>参集区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td rowspan="2">警戒配備体制 (追加)</td> <td>1 気象警報が発表された場合 2 台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合 3 河川管理者から水防警報が発表された場合 4 気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合 6 その他防災監が必要と認める場合</td> <td>1 副防災監 2 (追加)地域安全課職員 3 (追加)維持管理課職員(追加)</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合 (追加) (追加) (追加) 4 その他防災監が必要と認める場合</td> <td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 (追加)対策部長 5 情報連絡員 6 (追加)課長以上の職員 7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員 ※避難所を開設する場合 8 開設する避難所を担当する職員(消防団員含む) ※いずれにも該当しない職員は待機</td> <td>警戒本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室 対策部長が指定した場所 指定された避難所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">第一次配備体制 (追加)</td> <td>1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合 4 その他市長が必要と認める場合</td> <td>※上記第一次配備体制の参集区分に加え、課長補佐以上の職員(副参事含む)</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>1 河川の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超え、流域の降雨状況や雨量予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生</td> <td>1 本部長 2 (追加)副本部長 3 防災監付 4 (追加)副防災監 5 (追加)対策部長 7 情報連絡員 8 (追加)地域安全課職員 9 (追加)維持管理課職員</td> <td>災害対策本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室</td> </tr> </tbody> </table>	(追加)	配備種別	配備基準	参集区分	参集場所	警戒体制	警戒配備体制 (追加)	1 気象警報が発表された場合 2 台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合 3 河川管理者から水防警報が発表された場合 4 気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合 6 その他防災監が必要と認める場合	1 副防災監 2 (追加)地域安全課職員 3 (追加)維持管理課職員(追加)	執務室	1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合 (追加) (追加) (追加) 4 その他防災監が必要と認める場合	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 (追加)対策部長 5 情報連絡員 6 (追加)課長以上の職員 7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員 ※避難所を開設する場合 8 開設する避難所を担当する職員(消防団員含む) ※いずれにも該当しない職員は待機	警戒本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室 対策部長が指定した場所 指定された避難所	警戒本部	第一次配備体制 (追加)	1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合 4 その他市長が必要と認める場合	※上記第一次配備体制の参集区分に加え、課長補佐以上の職員(副参事含む)	執務室	1 河川の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超え、流域の降雨状況や雨量予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生	1 本部長 2 (追加)副本部長 3 防災監付 4 (追加)副防災監 5 (追加)対策部長 7 情報連絡員 8 (追加)地域安全課職員 9 (追加)維持管理課職員	災害対策本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室	
配備区分	配備体制	配備基準	参集区分	参集場所																																										
警戒体制	警戒レベル2相当	1 レベル3大雨警報、又は高潮警報 が発表された場合 2 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合 3 加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除) 4 その他防災監が必要と認める場合	(削除) 副防災監 (削除) 地域安全課職員 (削除) 維持管理課職員、 指定配備職員 (削除) 各対策部が必要と認める職員	執務室																																										
		1 レベル3土砂災害警報が発表された場合 2 加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除) 3 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合 4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合 5 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合 6 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合 7 その他防災監が必要と認める場合	※上記警戒配備体制の参集区分に加え (削除) 防災監 (削除) 対策部長 (削除) 情報連絡員 (削除) 対策副部長、課長以上の職員 (削除) 指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※避難所を開設する場合 (削除) 開設する避難所を担当する職員 (削除) ※いずれにも該当しない職員は待機	警戒本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室 指定された避難所																																										
警戒本部	警戒レベル3相当	(削除) (削除) (削除) (削除)	(削除) (削除) (削除) (削除)	(削除)																																										
		1 レベル4 氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5 高潮特別警報が発表された場合 2 加治川の水位が氾濫危険水位(警戒レベル4相当)に到達又は到達が見込まれる場合 (削除)	(削除) 本部長 (削除) 副本部長 (削除) 副防災監 (削除) 対策部長 (削除) 情報連絡員 (削除) 地域安全課職員 (削除) 対策副部長、課長補佐以上の職員(副参事含む)、維持管理課職員	災害対策本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室																																										
(追加)	配備種別	配備基準	参集区分	参集場所																																										
警戒体制	警戒配備体制 (追加)	1 気象警報が発表された場合 2 台風情報が発表され(追加)影響が予想される場合 3 河川管理者から水防警報が発表された場合 4 気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合 6 その他防災監が必要と認める場合	1 副防災監 2 (追加)地域安全課職員 3 (追加)維持管理課職員(追加)	執務室																																										
		1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合 (追加) (追加) (追加) 4 その他防災監が必要と認める場合	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 (追加)対策部長 5 情報連絡員 6 (追加)課長以上の職員 7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員 ※避難所を開設する場合 8 開設する避難所を担当する職員(消防団員含む) ※いずれにも該当しない職員は待機	警戒本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室 対策部長が指定した場所 指定された避難所																																										
警戒本部	第一次配備体制 (追加)	1 河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3 新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合 4 その他市長が必要と認める場合	※上記第一次配備体制の参集区分に加え、課長補佐以上の職員(副参事含む)	執務室																																										
		1 河川の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超え、流域の降雨状況や雨量予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生	1 本部長 2 (追加)副本部長 3 防災監付 4 (追加)副防災監 5 (追加)対策部長 7 情報連絡員 8 (追加)地域安全課職員 9 (追加)維持管理課職員	災害対策本部 (会議室 501~504) 本部事務局 執務室																																										

頁	内容	新	旧	修正理由			
		<p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「危険(紫)(警戒レベル4相当)」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</p> <p>6 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</p> <p>7 (削除) 本部長が必要と認める場合</p>	<p>(削除) 指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難所を開設する場合 (削除) 開設する避難所を担当する職員 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>※いずれにも該当しない職員は待機</p> <p>本部長、副本部長、副防災監、対策部長</p> <p>情報連絡員、地域安全課職員</p> <p>※避難所を開設する場合 開設する避難所を担当する職員</p> <p>いずれにも該当しない職員</p> <p>被災状況により参集場所まで到着できない職員</p>	<p>が予測される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 その他市長が必要と認める場合</p>	<p>10 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員</p> <p>※避難所を開設する場合 11 開設する避難所を担当する職員(消防団員含む)</p> <p>12 参集しなければならない職員のうち被災状況により参集できない職員</p> <p>※いずれにも該当しない職員は待機</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>対策部長が指定した場所</p> <p>指定された避難所</p> <p>自らの居住地に近い市本庁舎又は支所、水道局、地域整備各庁舎</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	
		<p>1 レベル5 氾濫発生情報、大雨特別警報又は土砂災害特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫発生水位(警戒レベル5相当)に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「災害切迫(黒)(警戒レベル5相当)」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 全市的又は広範囲に甚大な被害が発生した場合</p> <p>6 本部長が必要と認める場合</p>	<p>本部事務局</p> <p>指定された避難所</p> <p>執務室</p> <p>自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		
		<p>※気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>・本表中「レベル〇)」とあるのは、これを削る。</p> <p>・本表中「土砂災害警報」及び「土砂災害危険警報」とあるのは、「土砂災害警戒情報」と読み替える。</p> <p>・洪水警報が発表された場合は、本表の大雨警報に準じて取り扱う。</p> <p>・その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。</p>		<p>(追加)</p>			
175	防災関係機関の相互協力体制	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>(ケ) 応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。また、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>			

頁	内容	新	旧	修正理由
176		イ 県の責務 (ア)～(サ) (略) <u>(シ) 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u> <u>(ス) 県は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて、適切に助言するよう努める。</u> <u>(セ) 県は市の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</u>	イ 県の責務 (ア)～(サ) (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	
177		ウ その他の防災関係機関の責務 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を適切かつ迅速に実施することが困難であると認める場合においては、その実態に照らし緊急を要し、県からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>	ウ その他の防災関係機関の責務 (ア)～(カ) (略) <u>(追加)</u>	

頁	内容	新	旧	修正理由
178	2 情報の流れ 【災害対策基本法等に基づく応援要請等】	<p>市(被災)</p> <p>応援の要求 § 68</p> <p>職員派遣の斡旋 § 30①②</p> <p>自衛隊派遣要請 § 68 の 2①</p> <p>職員派遣の斡旋要求 § 30①②</p> <p>応援要求 § 74 の 2①</p> <p>協力命令</p> <p>職員派遣の斡旋</p> <p>応援等の要請</p> <p>職員派遣の要請</p> <p>災害派遣要請 自衛隊法 § 83①</p> <p>自衛隊</p> <p>公安委員会 (県警察)</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>警察庁・他都道府県警察</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>他市町村</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>他都道府県</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>指定行政機関</p> <p>指定地方行政機関</p> <p>指定公共機関</p> <p>指定地方公共機関</p> <p>登録被災者援護協力団体</p> <p>民間団体</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>職員派遣の斡旋・応援の求め</p> <p>情報の共有</p> <p>応援の要請</p> <p>救援要請</p> <p>広域応援要請</p> <p>§ 67①</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>§ 74①</p> <p>§ 30②</p> <p>§ 30②、74 の 3②③</p> <p>§ 29①</p> <p>§ 70③、74 の 4</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 29①</p> <p>§ 70③、74 の 4</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 29①</p> <p>§ 70③</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 70③</p> <p>災害救助法 § 8②</p> <p>※ § 67①</p> <p>= 災害対策基本法第 67 条第 1 項</p>	<p>市(被災)</p> <p>応援の要求 § 68</p> <p>職員派遣の斡旋 § 30①②</p> <p>自衛隊派遣要請 § 68 の 2①</p> <p>職員派遣の斡旋要求 § 30①②</p> <p>応援要求 § 74 の 2①</p> <p>職員派遣の斡旋</p> <p>応援等の要請</p> <p>職員派遣の要請</p> <p>災害派遣要請 自衛隊法 § 83①</p> <p>自衛隊</p> <p>公安委員会 (県警察)</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>警察庁・他都道府県警察</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>他市町村</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>他都道府県</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>指定行政機関</p> <p>指定地方行政機関</p> <p>指定公共機関</p> <p>指定地方公共機関</p> <p>民間団体</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>職員派遣の斡旋・応援の求め</p> <p>情報の共有</p> <p>応援の要請</p> <p>救援要請</p> <p>広域応援要請</p> <p>§ 67①</p> <p>自治法 252-17①</p> <p>§ 74①</p> <p>§ 30②</p> <p>§ 30②、74 の 3②③</p> <p>§ 29①</p> <p>§ 70③、74 の 4</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 29①</p> <p>§ 70③、74 の 4</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 29①</p> <p>§ 70③</p> <p>§ 30①</p> <p>§ 70③</p> <p>※ § 67①</p> <p>= 災害対策基本法第 67 条第 1 項</p>	

頁	内容	新	旧	修正理由												
180		<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策に関する応援等の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事</td> <td> (略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第17節) <u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u> </td> <td> (略) <u>登録被災者援護協力団体</u> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県知事	(略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第17節) <u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	(略) <u>登録被災者援護協力団体</u>	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策に関する応援等の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事</td> <td> (略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第17節) <u>(追加)</u> </td> <td> (略) <u>(追加)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県知事	(略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第17節) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>	
実施主体	対 策	協力依頼先														
県知事	(略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第17節) <u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	(略) <u>登録被災者援護協力団体</u>														
実施主体	対 策	協力依頼先														
県知事	(略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第16節、第17節) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>														
202	被災状況等収集伝達計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影(ヘリコプターによる画像電送を含む。)等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼し、<u>収集した画像情報について、関係機関間で迅速な共有に努める。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影(ヘリコプターによる画像電送を含む。)等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p>	県地域防災計画の反映												
221	住民等避難計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(6) 広域避難への対応</p> <p>エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有</p> <p>避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者等の情報の共有を<u>確実に行うものとする。また、避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(6) 広域避難への対応</p> <p>エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有</p> <p>避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者等の情報の共有に<u>努める。</u> <u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映												
224		<p>5 高齢者等避難及び避難指示の発令</p> <p>(2) 高齢者等避難、避難指示の発令基準</p> <p>高齢者等避難、避難指示は、次の状況が認められたときを基準として、総合的に判断し実施する。</p> <p>ア 土砂災害を除く風水害等全般の基準</p> <p>二次災害を防止するため、基準の到達が夜間になると思われる場合は、基準より早く<u>指示</u>を行う。また、火急の推移により発令が夜間になる場合は、屋内待避の<u>指示</u>を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準(発令時の状況)</th> <th>市民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難(警戒レベル3)</td> <td> 1 加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である15.30mに到達した場合 2 加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である13.01mに到達した場合 <u>3 阿賀野川は、レベル3氾濫警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</u> <u>4 その他の河川は、レベル3大雨警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</u> 5 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 6 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等 </td> <td> <u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</u> <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準(発令時の状況)	市民に求められる行動	高齢者等避難(警戒レベル3)	1 加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である15.30mに到達した場合 2 加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である13.01mに到達した場合 <u>3 阿賀野川は、レベル3氾濫警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</u> <u>4 その他の河川は、レベル3大雨警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</u> 5 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 6 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等	<u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</u> <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>	<p>5 高齢者等避難及び避難指示の発令</p> <p>(2) 高齢者等避難、避難指示の発令基準</p> <p>高齢者等避難、避難指示は、次の状況が認められたときを基準として、総合的に判断し実施する。</p> <p>ア 土砂災害を除く風水害等全般の基準</p> <p>二次災害を防止するため、基準の到達が夜間になると思われる場合は、基準より早く<u>勧告等</u>を行う。また、火急の推移により発令が夜間になる場合は、屋内待避の<u>勧告等</u>を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準(発令時の状況)</th> <th>市民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難(警戒レベル3)</td> <td> 1 加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である15.30mに到達した場合 2 加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である13.01mに到達した場合 <u>(追加)</u> 3 その他の河川は、洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒(追加)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等 </td> <td> <u>避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、指定避難所等へ避難行動を開始する。</u> <u>※避難支援者等は、避難支援を開始する。</u> <u>これ以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準(発令時の状況)	市民に求められる行動	高齢者等避難(警戒レベル3)	1 加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である15.30mに到達した場合 2 加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である13.01mに到達した場合 <u>(追加)</u> 3 その他の河川は、洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒(追加)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等	<u>避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、指定避難所等へ避難行動を開始する。</u> <u>※避難支援者等は、避難支援を開始する。</u> <u>これ以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u>	<p>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</p>
区分	基準(発令時の状況)	市民に求められる行動														
高齢者等避難(警戒レベル3)	1 加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である15.30mに到達した場合 2 加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である13.01mに到達した場合 <u>3 阿賀野川は、レベル3氾濫警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</u> <u>4 その他の河川は、レベル3大雨警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</u> 5 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 6 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等	<u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</u> <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>														
区分	基準(発令時の状況)	市民に求められる行動														
高齢者等避難(警戒レベル3)	1 加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である15.30mに到達した場合 2 加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である13.01mに到達した場合 <u>(追加)</u> 3 その他の河川は、洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒(追加)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等	<u>避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、指定避難所等へ避難行動を開始する。</u> <u>※避難支援者等は、避難支援を開始する。</u> <u>これ以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u>														

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p>が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p><u>7</u> その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、市長が必要と認める場合</p> <p>避難指示（警戒レベル4）</p> <p>1 加治川の岡田水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である16.18mに到達した場合</p> <p>2 加治川の小松水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である13.43mに到達した場合</p> <p>3 加治川の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大きく超過する場合）</p> <p><u>4</u> 阿賀野川は、レベル4氾濫危険警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</p> <p><u>5</u> その他の河川は、レベル4大雨危険警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</p> <p><u>6</u> ダム管理者（新発田地域振興局地域整備部ダム管理課）から、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う予定の通知を受けた場合</p> <p><u>7</u> 堤防に異常な漏水・浸食等を発見した場合</p> <p><u>8</u> 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p><u>9</u> その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、市長が必要と認める場合</p> <p>緊急安全確保（警戒レベル5）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 加治川の岡田水位観測所の水位が、<u>氾濫発生水位（レベル5水位）</u>である17.37mに到達した場合</p> <p>2 加治川の小松水位観測所の水位が、<u>氾濫発生水位（レベル5水位）</u>である15.60mに到達した場合</p> <p>3 加治川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合</p> <p><u>4</u> 阿賀野川は、レベル5氾濫特別警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合</p> <p><u>5</u> その他の河川は、レベル5大雨特別警報が発表され、かつ、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合</p> <p><u>6</u> 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>7</u> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	<p>が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p><u>6</u> その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、市長が必要と認める場合</p> <p>避難指示（警戒レベル4）</p> <p>1 加治川の岡田水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である16.18mに到達した場合</p> <p>2 加治川の小松水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である13.43mに到達した場合</p> <p>3 加治川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（追加）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大きく超過する場合）（追加）</p> <p><u>4</u> その他の河川は、洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合</p> <p><u>5</u> ダム管理者（新発田地域振興局地域整備部ダム管理課）から、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う予定の通知を受けた場合</p> <p><u>6</u> 堤防に異常な漏水・浸食等を発見した場合</p> <p><u>7</u> 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p><u>8</u> その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、市長が必要と認める場合</p> <p>緊急安全確保（警戒レベル5）</p> <p><u>(災害が切迫)</u></p> <p>1 加治川の岡田水位観測所の水位が、<u>堤防高</u>である17.37mに到達した場合</p> <p>2 加治川の小松水位観測所の水位が、<u>堤防高</u>である15.60mに到達した場合</p> <p>3 加治川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）（追加）</p> <p><u>4</u> その他の河川は、（追加）洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p><u>5</u> 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p><u>6</u> 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認）</p> <p><u>7</u> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）（追加）</p>	<p>修正理由</p> <p>通常の避難行動ができる者は、指定避難所等へ避難行動を開始する。</p> <p>命を守る最善の行動をとる。</p>
		<p>※発令単位は原則として、規模に応じ自治会毎、地区毎、地域毎とする。「○○川右岸」等の表現の方が通念上、認識しやすい場合は、それらの表現を用いる。</p> <p><u>※気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものとする。</u></p>	<p>※発令単位は原則として、規模に応じ自治会毎、地区毎、地域毎とする。「○○川右岸」等の表現の方が通念上、認識しやすい場合は、それらの表現を用いる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由																							
226	<p>・本表中「レベル○)」とあるのは、これを削る。</p> <p>・洪水警報が発表された場合は、本表の氾濫警報及び大雨警報に準じて取り扱う。</p> <p>・その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。</p> <p>イ 土砂災害に関する基準</p> <p>土砂災害の性質上、屋内退避の指示等が好ましくなく、また、夜間の避難による二次災害を防ぐことから早期の指示等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準（発令時の状況）</th> <th>市民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td> <td> <p>1 レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> </td> <td> <p>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> </td> </tr> <tr> <td>避難指示（警戒レベル4）</td> <td> <p>1 レベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> </td> <td> <p>危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> </td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保（警戒レベル5）</td> <td> <p>1 レベル5土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (削除)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p> </td> <td> <p>命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※発令単位は原則として、土砂災害警戒区域に該当する自治会毎とする。自治会の範囲が広い場合で、絞り込みが可能で、かつ認識しやすいときは、それらの表現を用いる。</p> <p>※気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>・本表中「レベル○)」とあるのは、これを削る。</p> <p>・本表中「土砂災害警報」及び「土砂災害危険警報」とあるのは、「土砂災害警戒情報」と読み替える。</p> <p>・その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。</p>	区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動	高齢者等避難（警戒レベル3）	<p>1 レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	避難指示（警戒レベル4）	<p>1 レベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	緊急安全確保（警戒レベル5）	<p>1 レベル5土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (削除)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>イ 土砂災害に関する基準</p> <p>土砂災害の性質上、屋内退避の指示等が好ましくなく、また、夜間の避難による二次災害を防ぐことから早期の指示等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準（発令時の状況）</th> <th>市民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td> <td> <p>1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒(警戒レベル3相当情報[土砂災害])」が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合 (追加)</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> </td> <td> <p>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> </td> </tr> <tr> <td>避難指示（警戒レベル4）</td> <td> <p>1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> </td> <td> <p>危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> </td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保（警戒レベル5）</td> <td> <p>1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p> </td> <td> <p>命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※発令単位は原則として、土砂災害警戒区域に該当する自治会毎とする。自治会の範囲が広い場合で、絞り込みが可能で、かつ認識しやすいときは、それらの表現を用いる。</p> <p>(追加)</p>	区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動	高齢者等避難（警戒レベル3）	<p>1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒(警戒レベル3相当情報[土砂災害])」が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合 (追加)</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	避難指示（警戒レベル4）	<p>1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	緊急安全確保（警戒レベル5）	<p>1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	
区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動																									
高齢者等避難（警戒レベル3）	<p>1 レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>																									
避難指示（警戒レベル4）	<p>1 レベル4土砂災害危険警報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>																									
緊急安全確保（警戒レベル5）	<p>1 レベル5土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (削除)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>																									
区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動																									
高齢者等避難（警戒レベル3）	<p>1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒(警戒レベル3相当情報[土砂災害])」が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合 (追加)</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>																									
避難指示（警戒レベル4）	<p>1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>																									
緊急安全確保（警戒レベル5）	<p>1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>																									

頁	内容	新	旧	修正理由																	
		<u>ウ 高潮に関する基準</u>																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 260 507 291">区分</th> <th data-bbox="507 260 964 291">基準（発令時の状況）</th> <th data-bbox="964 260 1121 291">対象範囲</th> <th data-bbox="1121 260 1489 291">求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 291 507 919"><u>高齢者等避難（警戒レベル3）</u></td> <td data-bbox="507 291 964 919"> <ol style="list-style-type: none"> 1 レベル3高潮警報（警戒レベル3相当情報[高潮]）が発表された場合 2 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合 3 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合 4 レベル2高潮注意報が発表されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 5 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） </td> <td data-bbox="964 291 1121 919">藤塚浜沿岸</td> <td data-bbox="1121 291 1489 919">直ちに海岸から離れる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 919 507 1520"><u>避難指示（警戒レベル4）</u></td> <td data-bbox="507 919 964 1520"> <ol style="list-style-type: none"> 1 レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 2 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測されている場合 3 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予測されている場合）（夕刻時点で発令） </td> <td data-bbox="964 919 1121 1520">藤塚浜沿岸</td> <td data-bbox="1121 919 1489 1520">直ちに高台など安全な場所に避難する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1520 507 1822"><u>緊急安全確保（警戒レベル5）</u></td> <td data-bbox="507 1520 964 1822"> <ol style="list-style-type: none"> 1 レベル5高潮氾濫発生情報又はレベル5高潮特別警報が発表された場合 2 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 3 水位又は潮位が基準高である2.4mに到達した場合 4 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高である2.4mに既に到達していると思われる場合 </td> <td data-bbox="964 1520 1121 1822">藤塚浜沿岸</td> <td data-bbox="1121 1520 1489 1822">命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準（発令時の状況）	対象範囲	求められる行動	<u>高齢者等避難（警戒レベル3）</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レベル3高潮警報（警戒レベル3相当情報[高潮]）が発表された場合 2 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合 3 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合 4 レベル2高潮注意報が発表されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 5 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	藤塚浜沿岸	直ちに海岸から離れる	<u>避難指示（警戒レベル4）</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 2 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測されている場合 3 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予測されている場合）（夕刻時点で発令） 	藤塚浜沿岸	直ちに高台など安全な場所に避難する	<u>緊急安全確保（警戒レベル5）</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レベル5高潮氾濫発生情報又はレベル5高潮特別警報が発表された場合 2 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 3 水位又は潮位が基準高である2.4mに到達した場合 4 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高である2.4mに既に到達していると思われる場合 	藤塚浜沿岸	命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。		(新設)	
区分	基準（発令時の状況）	対象範囲	求められる行動																		
<u>高齢者等避難（警戒レベル3）</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レベル3高潮警報（警戒レベル3相当情報[高潮]）が発表された場合 2 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合 3 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合 4 レベル2高潮注意報が発表されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 5 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	藤塚浜沿岸	直ちに海岸から離れる																		
<u>避難指示（警戒レベル4）</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 2 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測されている場合 3 高潮予測により、水位が基準高である1.4m又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予測されている場合）（夕刻時点で発令） 	藤塚浜沿岸	直ちに高台など安全な場所に避難する																		
<u>緊急安全確保（警戒レベル5）</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レベル5高潮氾濫発生情報又はレベル5高潮特別警報が発表された場合 2 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 3 水位又は潮位が基準高である2.4mに到達した場合 4 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高である2.4mに既に到達していると思われる場合 	藤塚浜沿岸	命の危険 直ちに安全確保指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																		
		<u>※気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものと</u>																			

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p><u>する。</u></p> <p><u>・本表中「レベル〇）」とあるのは、これを削る。</u></p> <p><u>・その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。</u></p>		
229	避難所運営計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害の場合の(削除)避難所は、当該地域への避難指示等発令後、速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(略)</p> <p>なお、(削除)避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>ア 一般的事項</p> <p>(ア) 市は、避難所の開設・運営について(削除)、<u>自治会・自主防災組織、避難所運営委員会等の運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告する。なお、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料及び生活必需品を提供<u>できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。</u>性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。</p> <p>(オ) 避難者 1 人当たり 3.5～4 m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、<u>プライバシー確保のための</u>パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2m (最低 1m) 空けることを意識するよう努める。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める<u>とともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。</u>また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性トイレの比率は 3：1 とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク)～(シ) (略)</p> <p>(ス) 市は、(削除)避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。</p> <p>(セ)～(フ) (略)</p> <p>(ツ) 市は、(削除)避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p>(テ) (略)</p> <p><u>(ト) 市及び県は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発令後、速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>指定</u>避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>ア 一般的事項</p> <p>(ア) 市は、避難所の開設・運営については、<u>(追加)</u>の運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。</p> <p>(オ) 避難者 1 人当たり 3.5～4 m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、<u>(追加)</u>パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2m (最低 1m) 空けることを意識するよう努める。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める<u>(追加)</u>。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性トイレの比率は 3：1 とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク)～(シ) (略)</p> <p>(ス) 市は、<u>指定</u>避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。</p> <p>(セ)～(フ) (略)</p> <p>(ツ) 市は、<u>指定緊急</u>避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p>(テ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
230				

頁	内容	新	旧	修正理由
231		<p>イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性や子育て家庭が参画し、<u>子ども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する意見</u>が反映できるよう配慮を求める。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保やキッズスペース・学習スペースの設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>ア 避難所等での配慮</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>(削除)</u>災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p> <p><u>(カ) 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u></p> <p>イ 福祉避難所の開設</p> <p>(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、<u>(削除)</u>避難所からの誘導を図る。</p>	<p>イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性<u>(追加)</u>が参画し、<u>(追加)</u>意見が反映できるよう配慮を求める。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保<u>(追加)</u>など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>ア 避難所<u>(追加)</u>での配慮</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム(DWAT)</u>や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 福祉避難所の開設</p> <p>(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、<u>指定</u>避難所からの誘導を図る。</p>	
237	避難所外避難者の支援計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、<u>(削除)</u>避難所への移送など必要な支援に努める。</p> <p>※ 「避難所外避難者」とは、<u>(削除)</u>避難所以外の場所(屋外及び施設内、車中)に避難した被災者をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、<u>(削除)</u>避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。<u>また、県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、<u>指定</u>避難所への移送など必要な支援に努める。</p> <p>※ 「避難所外避難者」とは、<u>指定</u>避難所以外の場所(屋外及び施設内、車中)に避難した被災者をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、<u>指定</u>避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。<u>(追加)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由																																								
241	自衛隊の災害派遣計画	<p>3 自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(4) 自衛隊災害派遣要請窓口</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr><td>災害派遣要請先</td><td>新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）</td></tr> <tr><td>災害派遣要請連絡窓口</td><td>陸上自衛隊第30普通科連隊第3科</td></tr> <tr><td>住所</td><td>〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号</td></tr> <tr><td>NTT回線</td><td>TEL：0254-22-3151 内線230、<u>233</u> FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537</td></tr> <tr><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td>8-451-30</td></tr> </table> <p>イ 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr><td>災害派遣要請先</td><td>舞鶴地方総監</td></tr> <tr><td>災害派遣要請連絡窓口</td><td>海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室</td></tr> <tr><td>住所</td><td>〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号</td></tr> <tr><td>NTT回線</td><td>TEL：025-273-7771 内線<u>432</u> FAX：025-273-7771 FAX切替</td></tr> <tr><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td>8-502-20</td></tr> </table>	災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）	災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科	住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号	NTT回線	TEL：0254-22-3151 内線230、 <u>233</u> FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537	地域衛星通信ネットワーク	8-451-30	災害派遣要請先	舞鶴地方総監	災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室	住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号	NTT回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>432</u> FAX：025-273-7771 FAX切替	地域衛星通信ネットワーク	8-502-20	<p>3 自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(4) 自衛隊災害派遣要請窓口</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr><td>災害派遣要請先</td><td>新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）</td></tr> <tr><td>災害派遣要請連絡窓口</td><td>陸上自衛隊第30普通科連隊第3科</td></tr> <tr><td>住所</td><td>〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号</td></tr> <tr><td>NTT回線</td><td>TEL：0254-22-3151 内線230、<u>236</u> FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537</td></tr> <tr><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td>8-451-30</td></tr> </table> <p>イ 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr><td>災害派遣要請先</td><td>舞鶴地方総監</td></tr> <tr><td>災害派遣要請連絡窓口</td><td>海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室</td></tr> <tr><td>住所</td><td>〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号</td></tr> <tr><td>NTT回線</td><td>TEL：025-273-7771 内線<u>431</u> FAX：025-273-7771 FAX切替</td></tr> <tr><td>地域衛星通信ネットワーク</td><td>8-502-20</td></tr> </table>	災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）	災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科	住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号	NTT回線	TEL：0254-22-3151 内線230、 <u>236</u> FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537	地域衛星通信ネットワーク	8-451-30	災害派遣要請先	舞鶴地方総監	災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室	住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号	NTT回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>431</u> FAX：025-273-7771 FAX切替	地域衛星通信ネットワーク	8-502-20	県地域防災計画の反映
災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）																																											
災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科																																											
住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号																																											
NTT回線	TEL：0254-22-3151 内線230、 <u>233</u> FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537																																											
地域衛星通信ネットワーク	8-451-30																																											
災害派遣要請先	舞鶴地方総監																																											
災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室																																											
住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号																																											
NTT回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>432</u> FAX：025-273-7771 FAX切替																																											
地域衛星通信ネットワーク	8-502-20																																											
災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）																																											
災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科																																											
住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号																																											
NTT回線	TEL：0254-22-3151 内線230、 <u>236</u> FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537																																											
地域衛星通信ネットワーク	8-451-30																																											
災害派遣要請先	舞鶴地方総監																																											
災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室																																											
住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号																																											
NTT回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>431</u> FAX：025-273-7771 FAX切替																																											
地域衛星通信ネットワーク	8-502-20																																											
285	医療救護活動計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 活動の調整（主に県が行う）</p> <p>ア 県災害対策本部</p> <p>県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（県医師会、日本赤十字社新潟県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会、県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>その際、災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンは、県に対して適宜助言等を行う。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 活動の調整（主に県が行う）</p> <p>ア 県災害対策本部</p> <p>県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（県医師会、日本赤十字社新潟県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会、県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p>	県地域防災計画の反映																																								
306	児童生徒等に対するところのケア対策計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害の規模に応じて、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、スクールカウンセラー等の派遣を要請するとともに、</u>県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害の規模に応じて、<u>（追加）</u>県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	県地域防災計画の反映																																								
319	食料・生活必需品等供給計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p>(エ) 自力で必要な物資等を確保（<u>削除</u>）できない場合は、県・災害救援協定事業者に支援を要請する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(カ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(ウ) 自力で必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、県・災害救援協定事業者に支援を要請する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(カ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	県地域防災計画の反映																																								

頁	内容	新	旧	修正理由																		
325		<p>ウ 県の責務</p> <p>(ア) 必要に応じて、<u>広域物資輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p>(イ) 県は、物資等の調達、<u>(削除)</u>県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。</p> <p>(ウ) 自力で必要な物資等を確保<u>(削除)</u>できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p> <p>8 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12時間程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>2 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> <u>3 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。</u></td> <td>県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1 必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。</td> <td>(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>2 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> <u>3 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。</u>	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等	県	1 必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、県倉庫協会	<p>ウ 県の責務</p> <p>(ア) 必要に応じて、<u>(追加)</u>物資輸送拠点を開設する<u>(追加)</u>。</p> <p>(イ) 県は、物資等の調達、輸送の代行、<u>県</u>及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。</p> <p>(ウ) 自力で必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p> <p>8 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12時間程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>(追加)</u> <u>2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。</u></td> <td>県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1 必要に応じて、<u>(追加)</u>物資輸送拠点を開設する。</td> <td>(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>(追加)</u> <u>2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。</u>	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等	県	1 必要に応じて、 <u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する。	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、県倉庫協会	
実施主体	対 策	協力依頼先																				
市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>2 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> <u>3 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。</u>	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等																				
県	1 必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、県倉庫協会																				
実施主体	対 策	協力依頼先																				
市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>(追加)</u> <u>2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。</u>	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等																				
県	1 必要に応じて、 <u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する。	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、県倉庫協会																				
329	要配慮者の の 応 急 対 策	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</u></p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) 市からの情報収集<u>やその地域内における福祉的支援を行うための総合調整</u>に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等を<u>避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する</u>とともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ 避難行動要支援者及び<u>同居家族等</u>の責務 避難行動要支援者及び<u>同居家族等</u>は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての避難支援やの安否確認を迅速に実施する。</u></p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) 市からの情報収集<u>(追加)</u>に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ 避難行動要支援者及び<u>保護責任者</u>の責務 避難行動要支援者及び<u>保護責任者</u>は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。</p>	県地域防 災計画の 反映																		
330																						
340	障害物の 処理計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 道路管理者等の責務（市、国、県及び東日本高速道路株）</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 道路管理者等の責務（市、国、県及び東日本高速道路株）</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>	県地域防 災計画の 反映																		

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p>(ウ) 緊急<u>通行</u>車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新発田警察署の協力を得て排除する。</p> <p>(エ) 緊急<u>通行</u>車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市と県は協力し排除する。</p>	<p>(ウ) 緊急<u>(追加)</u>車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新発田警察署の協力を得て排除する。</p> <p>(エ) 緊急<u>(追加)</u>車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市と県は協力し排除する。</p>	
365	給水・上水道施設 応急対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 水道事業者（水道局）の責務</p> <p>水道施設による給水機能を<u>速やかに回復させ、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な措置を講じる。</u></p> <p>また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 水道事業者（水道局）の責務</p> <p>水道施設による給水機能が、<u>速やかに回復するよう必要な措置を講じる。</u></p> <p>また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。</p>	県地域防災計画の反映
370	下水道等施設 応急対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(イ) 被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、<u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急処置を講じる。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(イ) 被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、<u>(追加) 必要な応急処置を講じる。</u></p>	県の組織改正による修正
382	道路・橋梁・トンネル等の 応急対策	<p>4 業務の内容</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>ア 道路啓開</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 道路啓開は<u>災害発生後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。</u></p> <p>(オ) <u>道路啓開</u>について、道路管理者等と新発田警察署、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>ア 道路啓開</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 道路啓開は原則として、<u>2車線の通行を確保する。被災状況により止むを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</u></p> <p>(オ) <u>道路上の障害物の除去</u>について、道路管理者等と新発田警察署、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由												
385	漁港施設の 応急対策	<p>3 業務の体系</p> <p>★風水害発生</p> <p>被災概要調査 ・被災の有無、大小、位置等を目視確認</p> <p>被災拡大の可能性あり</p> <p>応急措置 ・関係者、関係機関への連絡通報 ・立入禁止、避難誘導、応急工事等の措置</p> <p>被災点検調査 ・構造物の安全性、<u>係留施設等</u>の利用可能性を詳細に把握</p> <p>被災判定</p> <p>(被害なし) (被害小) (被害大)</p> <p>原形復旧 応急復旧</p> <p>施設の機能復旧・供用再開</p> <p>公共土木施設災害復旧事業 港湾機能施設災害復旧事業</p>	<p>3 業務の体系</p> <p>★風水害発生</p> <p>被災概要調査 ・被災の有無、大小、位置等を目視確認</p> <p>被災拡大の可能性あり</p> <p>応急措置 ・関係者、関係機関への連絡通報 ・立入禁止、避難誘導、応急工事等の措置</p> <p>被災点検調査 ・構造物の安全性、<u>施設</u>の利用可能性を詳細に把握</p> <p>被災判定</p> <p>(被害なし) (被害小) (被害大)</p> <p>原形復旧 応急復旧</p> <p>施設の機能復旧・供用再開</p> <p>公共土木施設災害復旧事業 港湾機能施設災害復旧事業</p>	県地域防 災計画の 反映												
415	応急住宅 対策	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や<u>子ども・若者</u>をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や <u>子ども・若者</u> をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性<u>(追加)</u>をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性 <u>(追加)</u> をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)		県地域防 災計画の 反映
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や <u>子ども・若者</u> をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)															
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性 <u>(追加)</u> をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)															

頁	内容	新	旧	修正理由																		
435	民生安定化対策	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>	県地域防災計画の反映																		
442	融資・貸付その他資金等による支援計画	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） 市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。 なお、融資内容は次のとおりである。(令和7年 <u>12</u>月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上</td> <td>建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>5,500</u>万円 土地取得しない場合 <u>4,500</u>万円</td> <td>償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u>%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等			1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>5,500</u> 万円 土地取得しない場合 <u>4,500</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） 市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。 なお、融資内容は次のとおりである。(令和7年 <u>4</u>月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上</td> <td>建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>3,700</u>万円 土地取得しない場合 <u>2,700</u>万円</td> <td>償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u>%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等			1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>3,700</u> 万円 土地取得しない場合 <u>2,700</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）	時点修正
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																				
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等																						
1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>5,500</u> 万円 土地取得しない場合 <u>4,500</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）																				
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																				
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等																						
1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>3,700</u> 万円 土地取得しない場合 <u>2,700</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）																				

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																														
448		<p>2 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上</p> <p>3 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 天災融資制度 農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。(令和7年12月1日現在)</p> <p>(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業部) 被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。(令和7年11月19日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業関係資金</td> <td rowspan="2">農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧</td> <td rowspan="2">農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td rowspan="2">25年以内</td> <td rowspan="2">10年以内</td> </tr> <tr> <td>災害のため必要とする長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林漁業施設資金</td> <td rowspan="3">〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td rowspan="3">土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>(1)15年以内</td> <td>(1)3年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>(2)25年以内</td> <td>(2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係資金</td> <td rowspan="2">林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>林道の復旧</td> <td>林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)</td> <td>3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内	災害のため必要とする長期運転資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内	〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	1.25~ 2.10%	(1)15年以内	(1)3年以内	(2) 被災果樹の改植又は補植	1.25~ 2.10%	(2)25年以内	(2)10年以内	林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.25~ 2.10%	15年以内	5年以内	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)	<p>2 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上</p> <p>3 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 天災融資制度 農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。(令和7年4月1日現在)</p> <p>(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業部) 被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。(令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業関係資金</td> <td rowspan="2">農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧</td> <td rowspan="2">農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td rowspan="2">25年以内</td> <td rowspan="2">10年以内</td> </tr> <tr> <td>災害のため必要とする長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林漁業施設資金</td> <td rowspan="3">〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td rowspan="3">土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>(1)15年以内</td> <td>(1)3年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>(2)25年以内</td> <td>(2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係資金</td> <td rowspan="2">林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>林道の復旧</td> <td>林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)</td> <td>3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	災害のため必要とする長期運転資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	1.15~ 1.70%	(1)15年以内	(1)3年以内	(2) 被災果樹の改植又は補植	1.15~ 1.70%	(2)25年以内	(2)10年以内	林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)	
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																												
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																												
		災害のため必要とする長期運転資金																																																																																																
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																												
農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																													
			〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	1.25~ 2.10%	(1)15年以内	(1)3年以内																																																																																												
			(2) 被災果樹の改植又は補植	1.25~ 2.10%	(2)25年以内	(2)10年以内																																																																																												
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.25~ 2.10%	15年以内	5年以内																																																																																												
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)																																																																																												
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																												
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																												
		災害のため必要とする長期運転資金																																																																																																
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																												
農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																													
			〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	1.15~ 1.70%	(1)15年以内	(1)3年以内																																																																																												
			(2) 被災果樹の改植又は補植	1.15~ 1.70%	(2)25年以内	(2)10年以内																																																																																												
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内																																																																																												
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)																																																																																												

頁	内容	新						旧						修正理由		
450		林業関係資金	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同 利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組 合・同連合会、中小企業等 共同組合、5割法人・団体、 林業振興法人	<u>1.25~</u> <u>2.10%</u>	20年以内	3年以内	林業関係資金	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同 利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組 合・同連合会、中小企業等 共同組合、5割法人・団体、 林業振興法人	<u>1.15~</u> <u>1.70%</u>	20年以内	3年以内	
			〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	<u>1.25~</u> <u>2.10%</u>	15年以内	3年以内	〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧		林業を営む者	<u>1.15~</u> <u>1.70%</u>	15年以内	3年以内			
		漁業関係資金	漁業基盤 整備資金	漁港に係る防波堤防等の 復旧	水産業協同組合（漁業生産 組合を除く）、5割法人、漁 業を営む者	<u>1.25~</u> <u>2.10%</u>	20年 以内	3年以内	漁業関係資金	漁業基盤 整備資金	漁港に係る防波堤防等の 復旧	水産業協同組合（漁業生産 組合を除く）、5割法人、漁 業を営む者	<u>1.15~</u> <u>1.70%</u>	20年 以内	3年以内	
				漁場及び水産種苗生産施 設の復旧	水産業協同組合、5割法 人・団体、特定事業を共同 で行う漁業者						漁場及び水産種苗生産施 設の復旧	水産業協同組合、5割法 人・団体、特定事業を共同 で行う漁業者				
		農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工 又は販売に必要な共同 利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産 組合を除く。）、5割法人・ 団体、漁業振興法人	<u>1.25~</u> <u>2.10%</u>	20年 以内	3年以内	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工 又は販売に必要な共同 利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産 組合を除く。）、5割法人・ 団体、漁業振興法人	<u>1.15~</u> <u>1.70%</u>	20年 以内	3年以内			
					〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	<u>1.25~</u> <u>2.10%</u>				15年 以内	3年以内	〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	<u>1.15~</u> <u>1.70%</u>	
		共通 農林漁業	農林漁業セ ーフティネ ット資金	災害により被害を受けた 経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業 者、林業者又は漁業者	<u>1.25~</u> <u>1.95%</u>	10年以内	3年以内	共通 農林漁業	農林漁業セ ーフティネ ット資金	災害により被害を受けた 経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業 者、林業者又は漁業者	<u>1.15~</u> <u>1.65%</u>	10年以内	3年以内	
		(II) 中小企業融資等						(II) 中小企業融資等								
		ア 融資計画						ア 融資計画								
		(略)						(略)								
		イ 災害関連融資制度等						イ 災害関連融資制度等								
		(7) 融資制度（令和7年12月1日現在）						(7) 融資制度（令和7年12月1日現在）								
(略)						(略)										

頁	内容	新	旧	修正理由
464	雪害対策総則	<p>9 「雪処理担い手確保スキーム」</p> <p>トリガー情報 積雪開始 「業者が疲弊」「業者順番待ち」前兆を覚知 市町村では対応が不可能 振興局内では対応が不可能 県内では対応が不可能</p> <p>準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 除雪困難世帯への助成制度登録支援 区長等への情報提供依頼 除雪困難者相談窓口の開設 県 <ul style="list-style-type: none"> 雪害予防計画の周知 スコップ登録者へお知らせ 積雪深監視を開始 除雪困難世帯相談窓口の周知 県内経済団体等に除雪休暇取得配慮の呼び掛け <p>情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> パトロールの実施 区長等の情報収集 相談の受付 県 <ul style="list-style-type: none"> 県協会との情報交換 報道の注視 <p>状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 管内業者作業実態の把握 市町村協会内調整状況の把握 県 <ul style="list-style-type: none"> 管内業者作業実態の把握 管内業者疲弊状態の把握 除雪予測の把握 <p>調整STEP1 (振興局内で調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 消防団の出動検討 疲弊した一般世帯の把握 協会(市町村・県) <ul style="list-style-type: none"> 県協会支部内で調整 疲弊一般世帯への業者斡旋 県 <ul style="list-style-type: none"> 緊急スコップのニーズ把握 県支援センターと市町村ボランティアセンターの支援 除積雪状況注視 <p>調整STEP2 (県内で広域調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 消防団の広域応援要請 県協会支部間含め調整 協会(市町村・県) <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊連絡員の派遣依頼 消防団の広域応援調整 県内経済団体等に除雪休暇取得配慮の呼び掛け(救済法適用の場合) 除雪機械手配の支援 県 <ul style="list-style-type: none"> 関係団体に除雪優先を通知 最終調整(市町村・県) 自衛隊連絡員(市町村・応援) 消防団(市町村、応援) 協会(市町村、県本部・支部) ボランティア(ボランティア、スコップ) 自衛隊連絡員(県庁詰め) TV会議SYSで参加 <p>自衛隊災害派遣の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 県 <ul style="list-style-type: none"> 関係団体に除雪優先を通知 最終調整(市町村・県) 自衛隊連絡員(市町村・応援) 消防団(市町村、応援) 協会(市町村、県本部・支部) ボランティア(ボランティア、スコップ) <p>情報は市町村・庁内で共有</p> <p>雪害情報連絡室 → 豪雪警戒本部 → 豪雪対策本部 → 豪雪災害対策本部 豪雪警戒地方本部 → 豪雪対策地方本部 → 豪雪災害対策地方本部</p> <p>県救助条例適用 → 救助法適用</p> <p>段階的に屋根雪下ろし担い手を確保</p> <p>段階的に家屋周辺の排雪担い手に確保</p> <p>※緊急スコップ、災害ボランティアは除雪困難世帯に優先的に配置</p>	<p>9 「雪処理担い手確保スキーム」</p> <p>トリガー情報 積雪開始 「業者が疲弊」「業者順番待ち」前兆を覚知 市町村では対応が不可能 振興局内では対応が不可能 県内では対応が不可能</p> <p>準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 除雪困難世帯への助成制度登録支援 区長等への情報提供依頼 除雪困難者相談窓口の開設 県 <ul style="list-style-type: none"> 雪害予防計画の周知 スコップ登録者へお知らせ 積雪深監視を開始 除雪困難世帯相談窓口の周知 県内経済団体等に除雪休暇取得配慮の呼び掛け <p>情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> パトロールの実施 区長等の情報収集 相談の受付 県 <ul style="list-style-type: none"> 県協会との情報交換 報道の注視 <p>状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 管内業者作業実態の把握 市町村協会内調整状況の把握 県 <ul style="list-style-type: none"> 管内業者作業実態の把握 管内業者疲弊状態の把握 除雪予測の把握 <p>調整STEP1 (振興局内で調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 消防団の出動検討 疲弊した一般世帯の把握 協会(市町村・県) <ul style="list-style-type: none"> 県協会支部内で調整 疲弊一般世帯への業者斡旋 県 <ul style="list-style-type: none"> 緊急スコップのニーズ把握 除積雪状況注視 <p>調整STEP2 (県内で広域調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 消防団の広域応援要請 県協会支部間含め調整 協会(市町村・県) <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊連絡員の派遣依頼 消防団の広域応援調整 県内経済団体等に除雪休暇取得配慮の呼び掛け(救済法適用の場合) 除雪機械手配の支援 県 <ul style="list-style-type: none"> 関係団体に除雪優先を通知 最終調整(市町村・県) 自衛隊連絡員(市町村・応援) 消防団(市町村、応援) 協会(市町村、県本部・支部) ボランティア(ボランティア、スコップ) 自衛隊連絡員(県庁詰め) TV会議SYSで参加 <p>自衛隊災害派遣の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 県 <ul style="list-style-type: none"> 関係団体に除雪優先を通知 最終調整(市町村・県) 自衛隊連絡員(市町村・応援) 消防団(市町村、応援) 協会(市町村、県本部・支部) ボランティア(ボランティア、スコップ) <p>情報は市町村・庁内で共有</p> <p>雪害情報連絡室 → 豪雪警戒本部 → 豪雪対策本部 → 豪雪災害対策本部 豪雪警戒地方本部 → 豪雪対策地方本部 → 豪雪災害対策地方本部</p> <p>県救助条例適用 → 救助法適用</p> <p>段階的に屋根雪下ろし担い手を確保</p> <p>段階的に家屋周辺の排雪担い手に確保</p> <p>※緊急スコップ、災害ボランティアは除雪困難世帯に優先的に配置</p>	<p>修正理由</p> <p>県地域防災計画の反映</p>

頁	内容	新	旧	修正理由
466	降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報	<p>5 県の役割</p> <p><u>県は、気象情報を含め、降雪等に関する情報を県民にわかりやすく提供するように努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>5 県の役割</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 新潟県雪情報システムの運用</p> <p>県は、12月1日から2月28日までの間、県内37地点の降雪量予測情報をホームページ上で提供する。</p> <p>(2) 予測地点</p> <p><u>山北、村上、関川、新発田、胎内、津川、五泉、秋葉、上川、北(旧豊栄)、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、相川、両津</u></p>	県地域防災計画の反映
488	林野火災予防計画	<p>2 各主体の責務</p> <p>(3) 市の責務</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> 林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) 市及び県の責務</u></p> <p><u>林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に取り組み、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。また、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切に対応する。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p>2 各主体の責務</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>ア 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。</p> <p>イ 林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	県地域防災計画の反映
489		<p>7 市の役割</p> <p>(1) 火災予防体制の整備</p> <p>ア 林野火災に強い森林環境の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市は、<u>消火活動の円滑な実施のための防火林道や防水性のある樹種の植種の植栽等による防火林帯の整備や適正な維持管理に努める。</u></p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>7 市の役割</p> <p>(1) 火災予防体制の整備</p> <p>ア 林野火災に強い森林環境の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市は、<u>消防車両の通行に支障のないよう林道(防火道)の適正な維持管理に努める。</u></p> <p>(ウ) (略)</p>	
490		<p>8 消防本部の役割</p> <p>(2) 消防体制等の整備・充実</p> <p>ア 出動計画の策定</p> <p>消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定める。<u>また、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等により、効果的な消火活動体制を整備する。</u></p> <p>イ 消防水利の確保</p> <p>消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、<u>林野内への送水や放水を可能とする資器材の充実強化の他、</u>防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 迅速な初期消火に向けた対応</u></p>	<p>8 消防本部の役割</p> <p>(2) 消防体制等の整備・充実</p> <p>ア 出動計画の策定</p> <p>消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定める。<u>(追加)</u></p> <p>イ 消防水利の確保</p> <p>消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、<u>(追加)</u>防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由																														
491		<p style="text-align: center;"><u>消防本部は、消防団と連携した実践的かつ効果的な訓練や火災対応能力向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u></p> <p>10 防火思想の普及</p> <p>(1) 県は、市、消防本部及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p> <p>特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、<u>SNS</u>等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。</p>	<p>10 防火思想の普及</p> <p>(1) 県は、市、消防本部及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p> <p>特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット <u>(追加)</u> 等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。</p>																															
494	林野火災 応急対策	<p>5 業務の内容</p> <p>(2) 消火、救助活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部、消防団</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。<u>急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防衛に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、<u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</u></p> <p>オ (略)</p> </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、県警察</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火、<u>空中からの熱源探査等</u>を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難誘導活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。<u>また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。</u></p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	消防本部、消防団	<p>ア (略)</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。<u>急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防衛に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、<u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</u></p> <p>オ (略)</p>	(略)	県、県警察	<p>ア (略)</p> <p>イ 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火、<u>空中からの熱源探査等</u>を実施する。</p> <p>ウ (略)</p>		実施主体	対 策	協力依頼先	市	<p>・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。<u>また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。</u></p>		<p>5 業務の内容</p> <p>(2) 消火、救助活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部、消防団</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。<u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、<u>(追加)</u>消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p> <p>オ (略)</p> </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、県警察</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火 <u>(追加)</u> を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難誘導活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。<u>(追加)</u></p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	消防本部、消防団	<p>ア (略)</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。<u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、<u>(追加)</u>消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p> <p>オ (略)</p>	(略)	県、県警察	<p>ア (略)</p> <p>イ 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火 <u>(追加)</u> を実施する。</p> <p>ウ (略)</p>		実施主体	対 策	協力依頼先	市	<p>・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。<u>(追加)</u></p>		県地域防災計画の反映
実施主体	対 策	協力依頼先																																
消防本部、消防団	<p>ア (略)</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。<u>急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防衛に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、<u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</u></p> <p>オ (略)</p>	(略)																																
県、県警察	<p>ア (略)</p> <p>イ 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火、<u>空中からの熱源探査等</u>を実施する。</p> <p>ウ (略)</p>																																	
実施主体	対 策	協力依頼先																																
市	<p>・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。<u>また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。</u></p>																																	
実施主体	対 策	協力依頼先																																
消防本部、消防団	<p>ア (略)</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。<u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、<u>(追加)</u>消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p> <p>オ (略)</p>	(略)																																
県、県警察	<p>ア (略)</p> <p>イ 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火 <u>(追加)</u> を実施する。</p> <p>ウ (略)</p>																																	
実施主体	対 策	協力依頼先																																
市	<p>・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。<u>(追加)</u></p>																																	
516	油等流出 事故災害 予防対策	<p>2 関係機関の相互連携</p> <p>(1) 主な関係機関の窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関・団体名</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td><u>防災室</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関・団体名	担当部署	北陸地方整備局	<u>防災室</u>	<p>2 関係機関の相互連携</p> <p>(1) 主な関係機関の窓口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関・団体名</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td><u>企画部防災課</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関・団体名	担当部署	北陸地方整備局	<u>企画部防災課</u>	県地域防災計画の反映																						
機関・団体名	担当部署																																	
北陸地方整備局	<u>防災室</u>																																	
機関・団体名	担当部署																																	
北陸地方整備局	<u>企画部防災課</u>																																	
560	原子力災害 事前対策	<p>4 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、<u>平時</u>から、県及び他市町村、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。</p>	<p>4 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、<u>平常時</u>から、県及び他市町村、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。</p>	県地域防災計画の反映																														

頁	内容	新	旧	修正理由
561		<p>(3) 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>5 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>市は、<u>平時</u>又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を把握するため、積算線量<u>測定用機器</u>、可搬型モニタリング用機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。</p> <p>6 原子力災害時の避難・退避実施体制整備</p> <p>市は、県と協力し、<u>(削除) P A Z (削除)</u> など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・退避実施体制の整備を図る。</p> <p>市、県、国及び防災関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。</p> <p>(2) 避難所の整備</p> <p>市は、<u>(削除) 施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>また、</u>必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。</p> <p>併せて、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。</p> <p>また、<u>(削除) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</p>	<p>(3) 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(追加)。</u></p> <p>5 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>市は、<u>平常時</u>又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を把握するため、積算線量計、可搬型モニタリング用機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。</p> <p>6 原子力災害時の避難・退避実施体制整備</p> <p>市は、県と協力し、<u>即時避難区域 (P A Z)</u> など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・退避実施体制の整備を図る。</p> <p>市、県、国及び防災関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。</p> <p>(2) 避難所の整備</p> <p>市は、<u>あらかじめ</u>施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、<u>(追加)</u> 必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。</p> <p>併せて、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</p>	
562		<p>8 住民等への的確な情報伝達体制整備</p> <p>(1) 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>イ 市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。</p>	<p>8 住民等への的確な情報伝達体制整備</p> <p>(1) 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>イ 市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。</p>	